

# 品確法の実施状況および 運用指針について



国土交通省

*Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism*

## 1. 品確法運用指針の徹底に向けた取組



国土交通省

*Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism*

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

**運用指針とは**：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(平成27年)**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき**発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

### 必ず実施すべき事項

#### ① 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定**に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

#### ② 歩切りの根絶

**歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

#### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

#### ④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴つて必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

#### ⑤ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。**

### 実施に努める事項

#### ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

#### ⑦ 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

#### ⑧ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

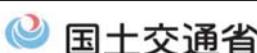
#### ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

#### ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

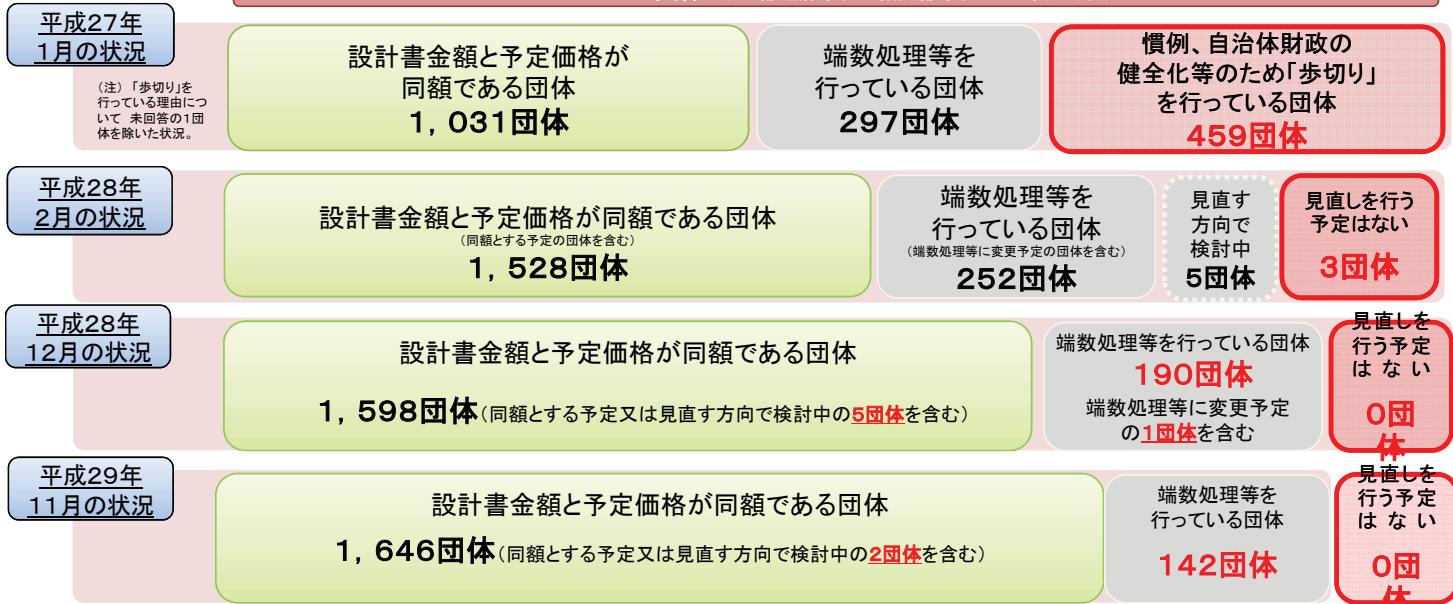
必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

## 歩切りの根絶



- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が、歩切りを廃止(※)することを決定。

### 全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)



(※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

## 2. 発注見通しの公表・統合の拡大、全国統一指標



国土交通省

## *Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism*



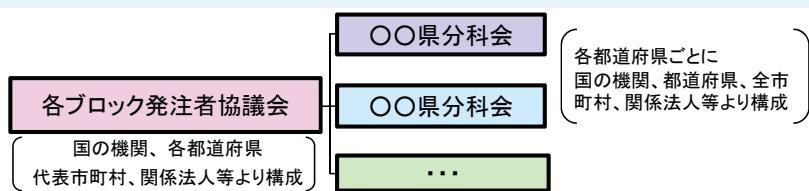
## 発注者間の連携

## ■ 地域発注者協議会を活用した取り組み

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
  - 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国統一指標を設定。平成30年度は、施工時期の平準化について目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

■ 地域発注者協議会

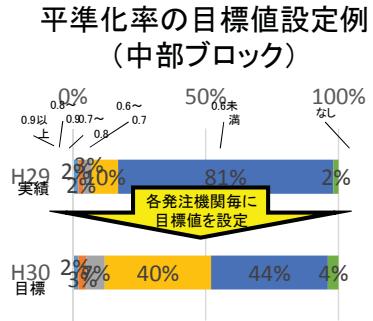
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置



■ 全國統一指標

## 重点項目①適正な予定価格の設定

指標：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）  
指標：単価の更新頻度



## 重点項目②適切な設計変更

**指標**: 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況  
**指標**: 設計変更の実施工事率

### 重複項目③施工時期等の平準化

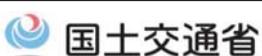
指標：年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況（件数・金額）の比率（いわゆる平準化率）



### 3. 災害時の緊急度等に応じた入札制度の適用



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



#### 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成29年7月）

- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成（平成29年7月）。地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容を周知。
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約250件（H30.7末時点）の工事で随意契約を活用。

##### 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

###### ■構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

###### ■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂灾害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

###### ■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて 高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧			通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）

##### 平成30年7月豪雨での随意契約の状況

	工事	業務
全国	約220件	約120件
うち岡山県、広島県、愛媛県	約130件	約30件

H30.9末現在

# 直轄工事における災害復旧における入札契約に関する主な工夫等

## 【確実な施工確保、不調・不落対策】

### ① 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

## 【発注関係事務の効率化】

### ② 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

## 【担い手の確保】

### ③ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

### ④ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

## 【迅速な事業執行】

### ⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式

緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討

例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

## 【早期の復旧・復興に向けた取組】

### ⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

### ⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施

# 大規模災害の復旧・復興事業における主な施工確保対策

- 大規模災害の復旧・復興事業では、地域の状況等に応じた、多様な施工確保対策を実施することにより早期の事業完成を目指す。

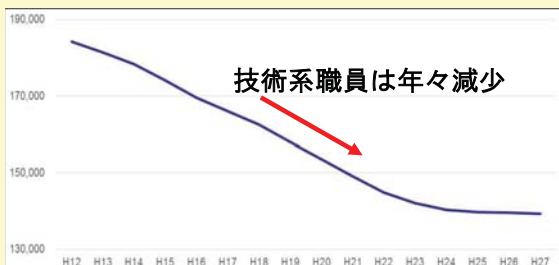
## ■発注関係事務の段階に応じた主な施工確保対策

工事着手前	>>>	発注準備 積算	>>>	入札公告 契約	>>>	工事中
<事業推進体制の強化>						
・事業促進 PPP 等の導入		・実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の改定		・発注ロットの拡大		・一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理
<建設資材対策>		・見積活用による積算		・地域要件の緩和 (県内→管内企業まで拡大等)		・宿泊費等に係る間接費の設計変更
・発注見通し統合		・宿舎設置に伴う費用の積上計上		・地元企業の参加可能額の拡大 (B+C)、(拡大C)		・建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更
・資材需給情報共有・調整の場（連絡会）を開催		・地域外からの労働者確保に関する間接費補正		・「一括審査方式」の導入		・物価変動等に伴うスライド変更 (インフレ／単品 スライド)
<技能労働者確保対策>		・いわゆる“復興歩掛”的適用		・段階選抜方式の導入		・設計変更等による柔軟な運用の実施（既契約工事への設計変更による追加など）
・仮設公共プラント設置		・いわゆる“復興係数”による間接工事費の補正		・不落隨契の活用		・適切な工期延長対応
・プレキャスト製品の活用		・概略発注方式の導入		・簡易確認型の導入		・監理技術者の途中交代の要件緩和
				・契約時点の最新単価に基づく契約変更		・設計変更概算額の提示
				・工期における余裕期間の設定		

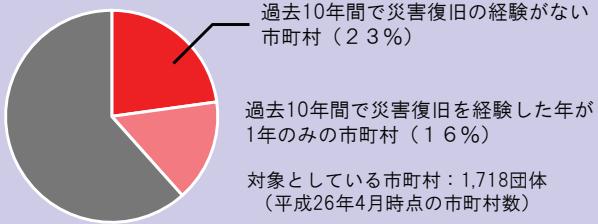


市町村は大規模災害時に非常に厳しい状況に置かれています

市町村では職員数が年々減少しています  
特に災害復旧を担う技術系職員数は大きく減少しています



**災害復旧の経験が少ない市町村が約4割です**  
約4割の市町村では、過去10年間での災害復旧事業を実施した経験が1回以下となっています



## 被災した市町村長等から頂いたご意見

- ◆ 早期の復旧に向けて災害復旧事業全体のスケジュールをしっかりとマネジメントすることが必要
  - ◆ 土木職員や災害経験者が不足しており、災害復旧工事に労力を要している。
  - ◆ インフラの多くが被災してしまい、町単独では対応できない。

## 被災地における報道

- ◆ 「技術職不足 なお深刻（派遣充足率57%）」（熊本日日新聞 H29年4月14日 2面）



平成28年11月29日(火)「防災対策に関する市町村長との意見交換会」

14

#### **発注者間の連携・支援の取り組みの例**

### 事例① 国土交通省職員を総合評価審査委員として派遣

直轄職員が第三者委員となり、自治体における総合評価方式の手続きに参画

## 事例② 発注関係事務に関する知識・経験を有する者の活用

発注関係事務について豊富な経験を持つ技術者を発注者支援業務において評価・活用

### 事例③ 自治体職員向けの実践的な演習・講習会を実施

総合評価落札方式の運用、工事監督などの実務の習得を支援

#### 事例④ メール、電話による相談窓口を全国に設置・受付

相談への対応と合わせ、運用指針の内容の解説、全国の取組事例、参考情報を提供

#### 事例⑤ 外部からの支援体制を活用する場合の支援(発注者支援機関の認定)

自治体による発注関係事務のアウトソーシングに対し、一定の要件を満たす受託機関を評価・選定

- i-Constructionの取組として、建設現場の生産性向上と**魅力ある建設現場の創出**に向け、UAVやICTなど先端技術を導入し省人化・効率化を図る、様々な施策を展開しています。
- 建設分野で働く人々は、我が国の経済発展の根幹であるインフラ整備や、災害時の復旧活動による地域の安全・安心の確保など、重要な役割を担っています。
- これまでも、関連団体や発注機関等において、功績に対する表彰や工事銘板への名前の刻銘、現場で働く若手や女性職員のスピリットの紹介など、**広く一般の方々の認識を高めるとともに、仕事の魅力・人々のやりがい向上につながる取組**が行われています。
- 「**やりがいの向上**」や「**魅力の発信**」等を目的に、検討委員会を設置して、関係者間の連携を図り、建設分野における**更なる取組の強化と新たな取組**を促進していきます。

## ○検討委員会のメンバー(案)

i-Construction推進コンソーシアム企画委員会委員、有識者、建設関連団体、報道、教育機関、国土交通省等

## ○主なテーマ

- ・参加者からの「やりがい」向上の取組み事例の紹介
  - ・建設現場で働く人々や企業等の広報の拡充
  - ・今後の取組み等
- ※第1回検討委員会11月開催予定



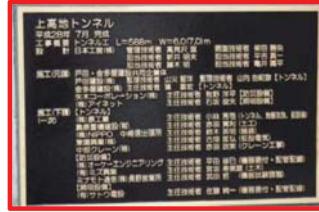
国土交通省  
関東地方整備局HPより

「危険・きたない・きつい」からの脱却

「休暇が取れる」、「給与が良く」、「希望が持てる」建設現場を目指す！

## 取組事例(工事銘録と技術者)

長野県 上高地トンネル



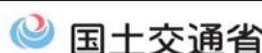
銘板 裏面



# 働き方改革・生産性向上の取組について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



## 春季会議における主な意見

### <働き方改革(週休2日)について>

- ・ 日給月給制の労働者への対応が課題。  
週休2日を確保することで、他の現場に行ってしまう不安がある。
- ・ 冬期前に完了させる必要がある工事や、市街地における工事など、工事の迅速化が課題。
- ・ 週休2日の確保に向け、発注者の作業を明示する工程表を受発注者間で作成している。
- ・ 土日にこだわらず、週休2日を確保する方式で導入を進めている。

### <生産性向上について>

- ・ 小規模工事においては、ICT施工の費用の負担が大きい。
- ・ 将来的なICT施工の工事量(見通し)に企業が不安を抱く。
- ・ ICT建機を購入する補助金の継続を要望する。
- ・ まずは、受注者希望方式でICT工事を発注している。

# 改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

## 改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	<p>『労働基準法で法定』</p> <p>(1) 1日8時間・1週間40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)</p>	『同左』
36協定の限度	<p>『厚生労働大臣告示：強制力なし』</p> <p>(1) 原則、月45時間かつ年360時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、臨時的に特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)</li> </ul> <p>(2) 建設の事業は、(1)の適用を除外</p>	<p>『労働基準法改正により法定：罰則付き』</p> <p>(1) 原則、月45時間かつ年360時間 …… 第36条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</li> <li>① 年720時間(月平均60時間) …… 第36条第5項</li> <li>② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</li> <li>a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …… 第36条第5項第3号</li> <li>b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) …… 第36条第6項第2号</li> <li>c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …… 第36条第5項</li> </ul> <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行後5年間 現行制度を適用 …… 第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2項、3項は適用しない)</li> <li>・施行後5年以後 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</li> </ul> <p>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象となる</p>

## 石井国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(H30.9.18) 国土交通省

### 意見交換会の概要

日 時：平成30年9月18日 16:00～16:30

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

開催趣旨：3月に行われた「建設業働き方改革加速化プログラム」に係る大臣要請のフォローアップ

### 国土交通省の取組のポイント

#### ○これまでの取組について

- ・7月に「適正な工期設定等のためのガイドライン」を改訂・周知。
- ・中建審・社整審基本問題小委員会において「中間とりまとめ」を策定。建設業法等の制度改正に向けた準備を進める。

#### ○現場のモニタリング調査について

- ・労務費等の見直し効果が、現場の技能者まで適切に行き渡っているか現場のモニタリングを実施する。(10月から)

#### ○週休2日工事の普及について

- ・全ての都道府県に対し、原則として本年度中に週休2日工事を導入するよう、協力を要請する。

#### ○労務費の行き渡りについて

- ・元請・下請が協力して、現場の処遇改善に努めていく取組が業界全体に波及していくよう、今後、関係者で構成する協議会の場を活用しながら、取組を進める。

#### ○建設業界の生産性向上について

- ・i-Constructionを深化させる。



### 建設業4団体の取組のポイント

#### ○日本建設業連合会

- ・4月から現場の「統一土曜閉所運動」を開始。
- ・適切な労務費内訳が明示された下請業者の見積りを尊重する「労務費見積り尊重宣言」を決定。
- ・公共工事発注者と生産性の向上に関する意見交換を開催。等

#### ○全国建設業協会

- ・「休日月1+(ツキイチプラス)」運動の実施。
- ・会員各企業が直接契約する下請企業は、社会保険加入企業に限定。
- ・労務単価改定分を下請契約に反映する「単価引上げ分アップ宣言」の実施。等

#### ○全国中小建設業協会

- ・週休2日制の導入は基本的に完全週休2日制とする。
- ・女性が働きやすい職場環境を整備(快適トイレの採用等)。
- ・小規模工事に活用できるICTを導入し試行実施。等

#### ○建設産業専門団体連合会

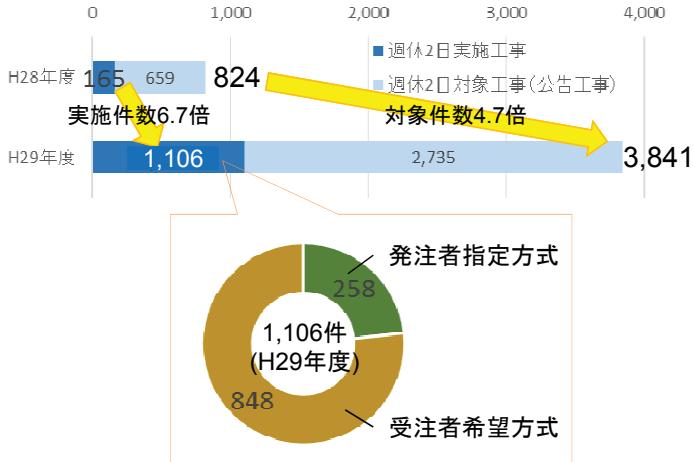
- ・技能労働者の直用化、月給制などの取り組みを進める。
- ・技能や経験に見合った給与の引上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める。
- ・安値受注を繰り返し、指値をしてくる企業とは契約を行わない。等

建設業界が働き方改革の最先端と呼ばれるよう、国交省・建設業界が二人三脚で働き方改革に取り組んでいくことを確認。

# 週休2日取得への取組

- 週休2日工事について、直轄ではH29年度に3,841件公告、1,106件で実施し、H28年度比で6.8倍に増加。地方公共団体においても取組が拡大。
- 週休2日に取り組む際の必要経費として、H30年度より労務費や機械経費についても補正を実施。

## 週休2日工事の実施状況（直轄）



## 週休2日工事の実施状況（都道府県、政令市）

### ■H29年度：実施済39団体

### ■H30年度：実施中49団体、検討中6団体

- 発注者指定：実施中16団体、検討中1団体
- 労務費等補正：実施中10団体、検討中4団体
- 工事成績評定：実施中31団体、検討中2団体

## 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

### ■週休2日対象工事の拡大

災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、週休2日対象工事の適用を拡大

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	適用拡大

### ■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

### ■工事成績評定による加点

工事成績評定において、4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

### ■関係部局間の連携

元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引き上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

# 直轄工事における適切な工期の設定に向けた取組

- 適切な工期を設定するため準備・後片付け期間の見直し、余裕期間制度の活用、工期設定支援システムの導入等を実施するとともに工事工程を受発注者で共有し、適正な工期の設定に向けて受発注者協働の取り組みを推進。

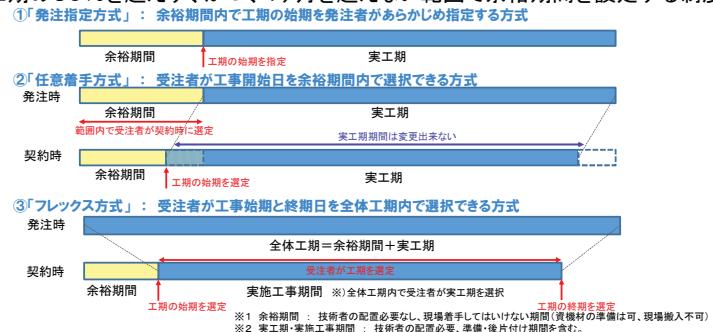
## 準備・後片付け期間の見直し

- 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30～150日	90日	15～20日	
PC橋工事	30～90日	70日	15～20日	
橋梁保全工事	30～50日	60日	15～20日	
舗装工事（新設工事）	30～50日	50日	15～20日	
舗装工事（修繕工事）	30～40日	60日	15～20日	
道路維持工事	30～50日	50日	15～20日	
河川維持工事	30～50日	30日	15～30日	
電線共同溝工事	30～50日	90日	15～20日	

## 余裕期間制度の活用

- 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度



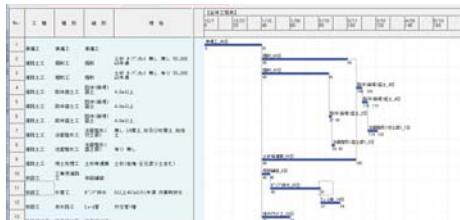
## 工期設定支援システムの導入

- 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

### 工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

### 工程表作成支援システム（イメージ）



## 工事工程の受発注者間での共有

- 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

### <工事工程共有の流れ>

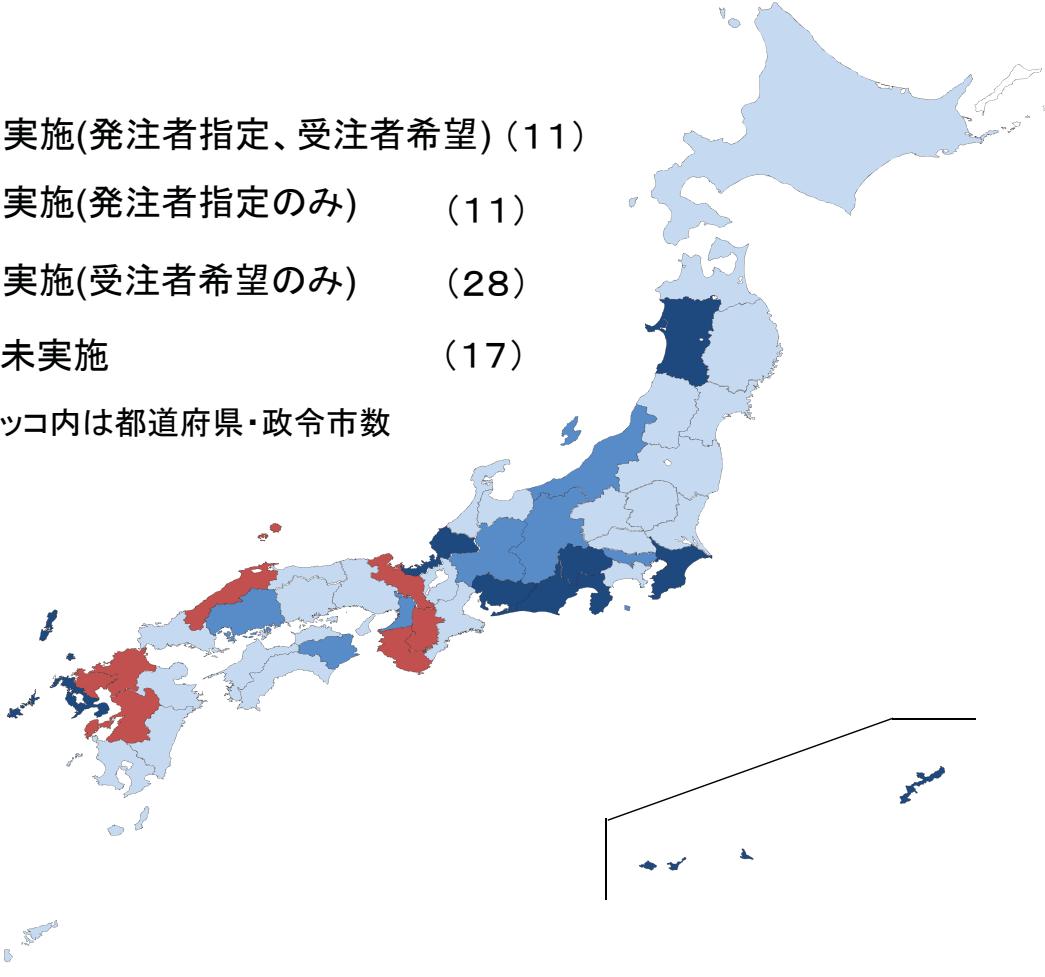
- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施

担当者	事項	0月	0月	0月	0月	0月	0月
施工者	00I						
	00I						
	00I						
	00I						
発注者	支障物件移設						
	OO協議						

# 週休2日工事の実施状況(H30.9末時点)

- 実施(発注者指定、受注者希望) (11)
- 実施(発注者指定のみ) (11)
- 実施(受注者希望のみ) (28)
- 未実施 (17)

※カッコ内は都道府県・政令市数



政令市	週休2日実施状況
札幌市	実施(受注者希望のみ)
仙台市	実施(受注者希望のみ)
さいたま市	実施(発注者指定のみ)
千葉市	実施(発注者指定のみ)
横浜市	実施(発注者指定のみ)
川崎市	実施(発注者指定のみ)
相模原市	未実施
新潟市	実施(受注者希望のみ)
静岡市	実施(発注者、受注者指定)
浜松市	実施(発注者、受注者指定)
名古屋市	実施(発注者、受注者指定)
京都市	未実施
大阪市	未実施
堺市	未実施
神戸市	未実施
岡山市	未実施
広島市	未実施
北九州市	未実施
福岡市	未実施
熊本市	未実施

6

## 働き方改革、生産性向上 ~働き方改革への取組状況~

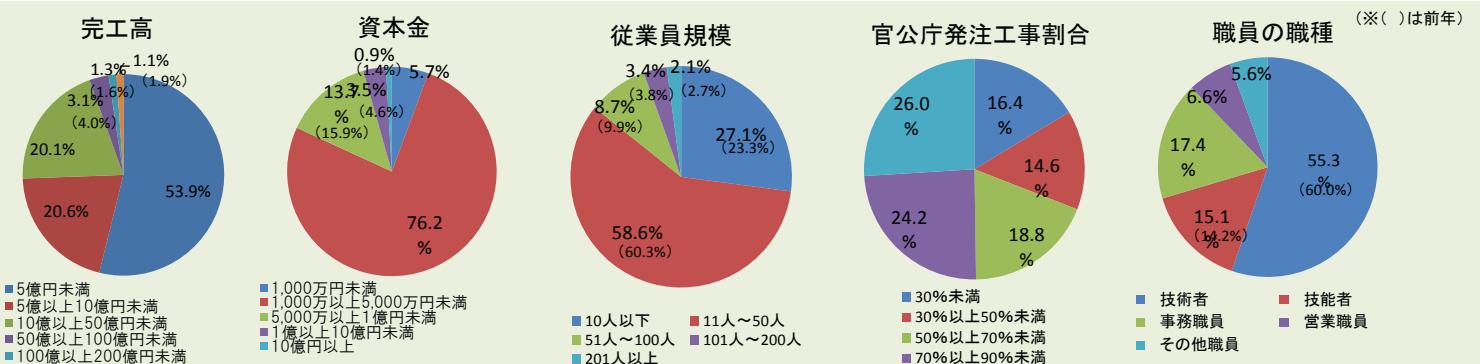
### 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果

昨年、政府は「働き方改革実行計画」を制定し、当協会でも「働き方改革行動憲章」を策定し、本年3月には、この行動憲章をより一層具体化する「今後の働き方改革の取組について」を機関決定し、本年4月から取り組んでいる。また、働き方改革法が制定され、残業時間について2024年4月から建設業においても罰則規定付きの上限規制の対象となった。本会では、今後、働き方改革への取組を推進する上で、会員企業の実情や働き方改革への取組状況等を把握し、目指すべき方向性等を探ることを目的として、10月からのブロック会議や今後の施策展開に活用すべく「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施した。

調査対象：各都道府県建設業協会会員企業  
調査時期：平成30年8月1日現在の状況

回答社数：4,418社（回答率23.6%）

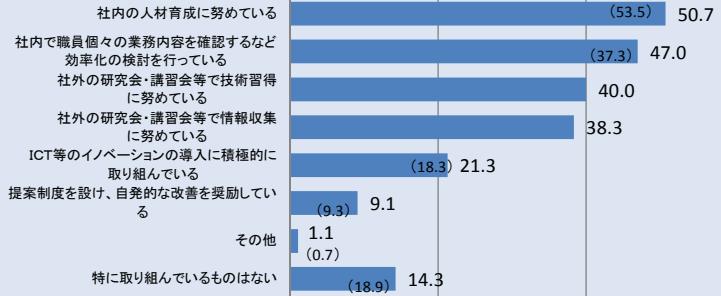
事業内容：土木2,719社、建築4,344社、土木建築1,157社、その他1,08社



#### 働き方改革を進める上で優先順位の高いもの(上位3項目回答)



#### 生産性向上への取組について(複数回答可)



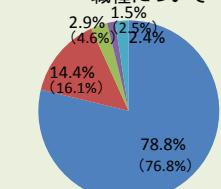
※出典：一般社団法人 全国建設業協会

7

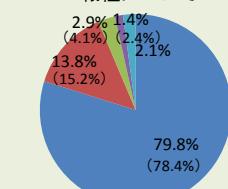
## 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果

**残業時間の状況** 月間残業時間(各社上位3名)について、69.8%が44時間以下におさまっており、80時間以上は昨年の11.0%から微減の9.1%となった。平均残業時間は1番多い月でも、90.0%の企業で45時間以下となっている。

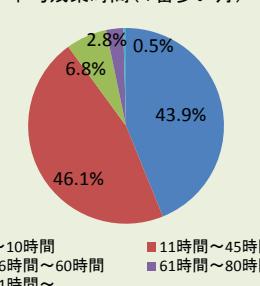
月間残業時間各社上位3名の職種について



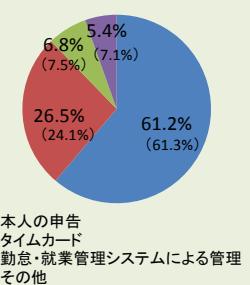
年間残業時間各社上位3名の職種について



平均残業時間(1番多い月)



勤務時間(残業時間)の管理方法について



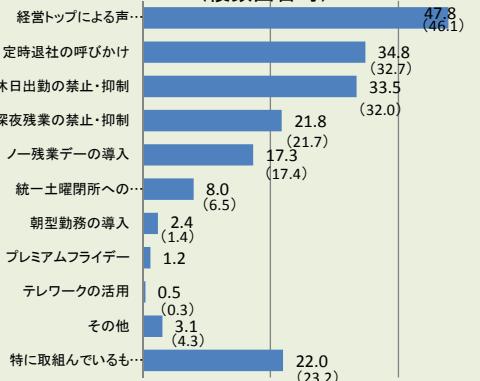
月間残業時間(各社上位3名)



年間残業時間(各社上位3名)



長時間労働の抑制に向けての取組について(複数回答可)



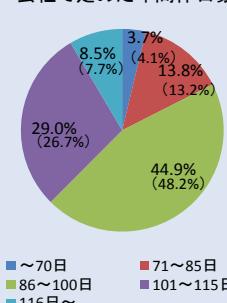
※出典：一般社団法人 全国建設業協会 8

## 働き方改革、生産性向上～働き方改革への取組状況～

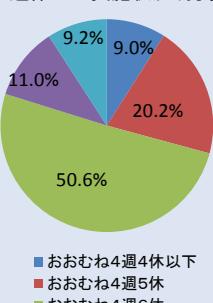
## 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果

**休日の状況** 4週8休の普及状況については、事務所の約4割だったのに対し、現場では1割以下だった。また、休日日数の少ない職員は技術者がもっと多かった。年間休日日数は営業職を除くすべての業種で昨年に比べて100日以上の割合が上昇した。

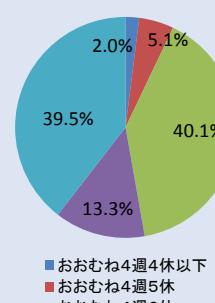
会社で定めた年間休日数



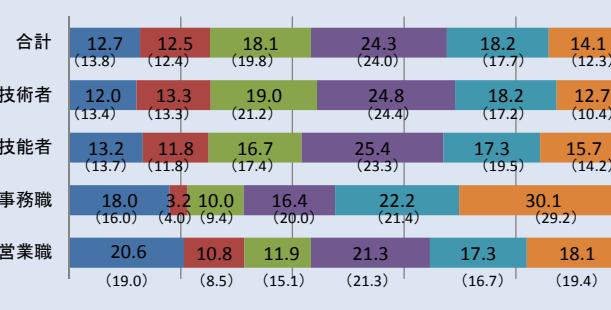
週休日の実施状況(現場)



週休日の実施状況(事務所)



年間休日日数(休んだ日が少ない職員上位3名)



有給休暇取得日数(取得日数が少ない職員上位3名)

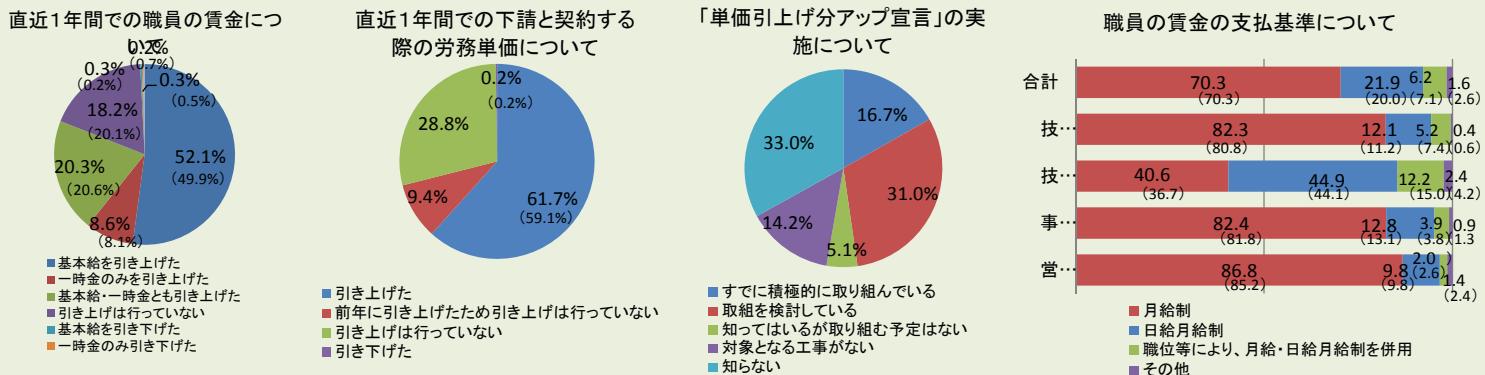


～60日 61～70日 71～80日 81～90日 91～100日 100日～

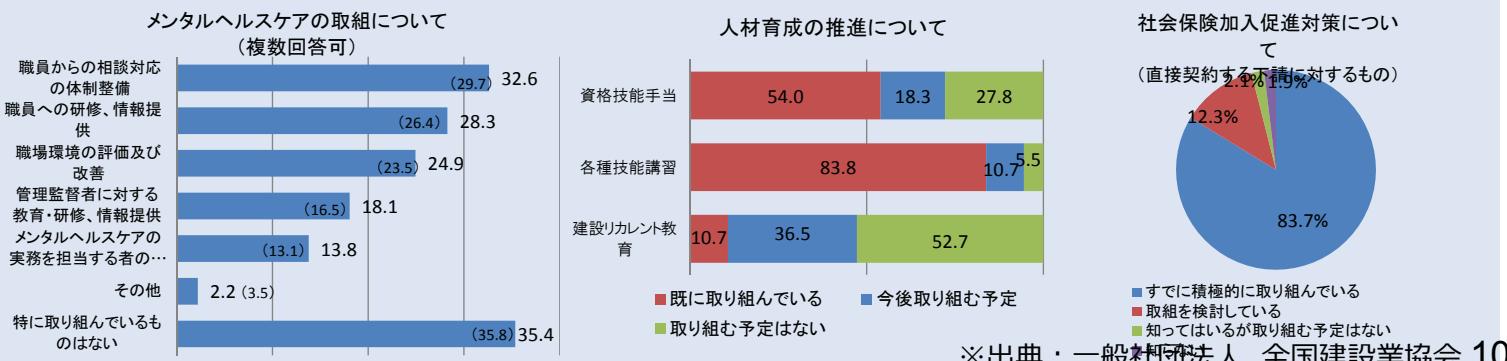
※出典：一般社団法人 全国建設業協会 9

## 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果

**賃金の状況** 基本給又は一時金を引き上げた企業は、60.7%となった。  
また、直近1年間での下請と契約する際の労務単価については、61.7%で引き上げており、昨年よりもやや上昇した。



**労働状況** 社会保険の加入促進対策については、96.0%の企業で既に取り組んでいるまたは取組を検討していると回答した。



※出典：一般社団法人 全国建設業協会 10

## ICTの活用状況と効果～土工・舗装・浚渫～

- I C T 土工の実施にあたり、I C T 用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等により I C T 施工を促進
- 平成29年度においては、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、約4割の815件の工事でICT土工を実施し、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- あわせて、**ICTに関する研修やベストプラクティスの共有**等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

## ■ ICT施工の実施状況

工種	平成28年度		平成29年度	
	公告工事	ICT実施	公告工事	ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815
舗装工	-	-	197	79
浚渫工	-	-	28	24

※都道府県等では、H28年度は約80件、H29年度は約870件で実施

## ■ i-Constructionに関する研修

	平成28年度	平成29年度
	回数※	回数※
施工業者向け	281	356
発注者向け	363	373
合計	644	729

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

## ■ ICT施工の効果 (H29)



ICT活用工事受注者に対する活用効果調査 (H29、N=274) より

## ■ ベストプラクティスの共有等

- 事例集の作成
- 見学会等の開催
- i-Construction大賞（大臣表彰制度）の創設



見学会の開催

- i-Constructionの中小企業への浸透を更に進めていくためには、中小企業において負担が大きい、ICTの導入や人材育成等への支援が必要
- 中小企業がICT施工を実施しやすい環境を構築するため、企業のICT実施状況を踏まえつつ、支援策を順次展開

### ① 小規模土工等の実態を踏まえた積算への改善

- ・中小企業がICTを活用しやすい環境を整備
- ・ICT施工の実態を調査し、小規模施工をはじめ実態を踏まえた積算が可能となるよう、ICT建機の利用割合を現場に応じて設定できる積算に改善（従来、掘削工におけるICT建機の利用割合は25%で一律）



### ② ニーズに沿った3次元施工データの提供等

- ・地方整備局技術事務所等によるサポート体制の充実と3次元データの提供等の支援等  
(支援イメージ例)

	3次元測量・設計データ作成	ICT施工
従来	3次元データ	
今回	地方整備局等 データ提供	施工業者 未経験企業等

### ③ ICTに関する研修の充実等

- ・3次元データの作成実習等の充実
- ・“専任”の明確化の再周知による、監理技術者等のICTに関する研修への参加しやすい環境づくり

### ④ 地方公共団体への支援

- ・モデル事業における補助金等の活用

12

## 地方普及展開に向けた取組 現場支援型モデル事業

- ICT活用工事を地方自治体発注工事に広く普及を図るため、地方自治体発注工事(モデル工事)をフィールドに、現場支援型モデル事業を実施
- 本事業では、地方自治体が設置する支援協議会の下、ICT活用を前提とした工程計画立案支援、ICT運用時のマネジメント指導によってICT導入効果を明らかにすることで、その普及展開の支援を行う
- 今年度からは地域のICT施工専門家育成を目的として、地方自治体発注工事を支援している建設技術センター等の参加を推進する。

- 以下の地方自治体にてモデル工事を実施。

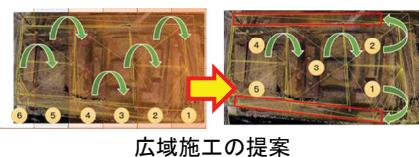
H29年度：秋田県 茨城県 新潟市 岐阜県 兵庫県 鳥取県 徳島県 大分県 沖縄県

H30年度：北海道 福島県 栃木県 富山県 三重県 滋賀県 山口県 高知県 宮崎県 沖縄県

### 主な支援概要

#### ① ICT導入計画の支援

- ・現場条件を踏まえ、施工者とICTを活かせる工程計画の検討



#### ② 3次元設計データ作成支援



- ・3次元設計データ作成、活用方法の指導を実施
- ・モデル工事受注者のみならず、地域の建設業者にも受講の機会を確保

#### ④ 技術指導と効果検証



- ・機材の調達計画の精査(必要な機材を必要な期間だけ調達)
- ・実施工を通じた活用効果の計測

#### ③ 現場見学会の支援



- ・ICT活用工事の基準類への理解を深める、技術講習会開催  
(施工者及び自治体の発注者を対象)

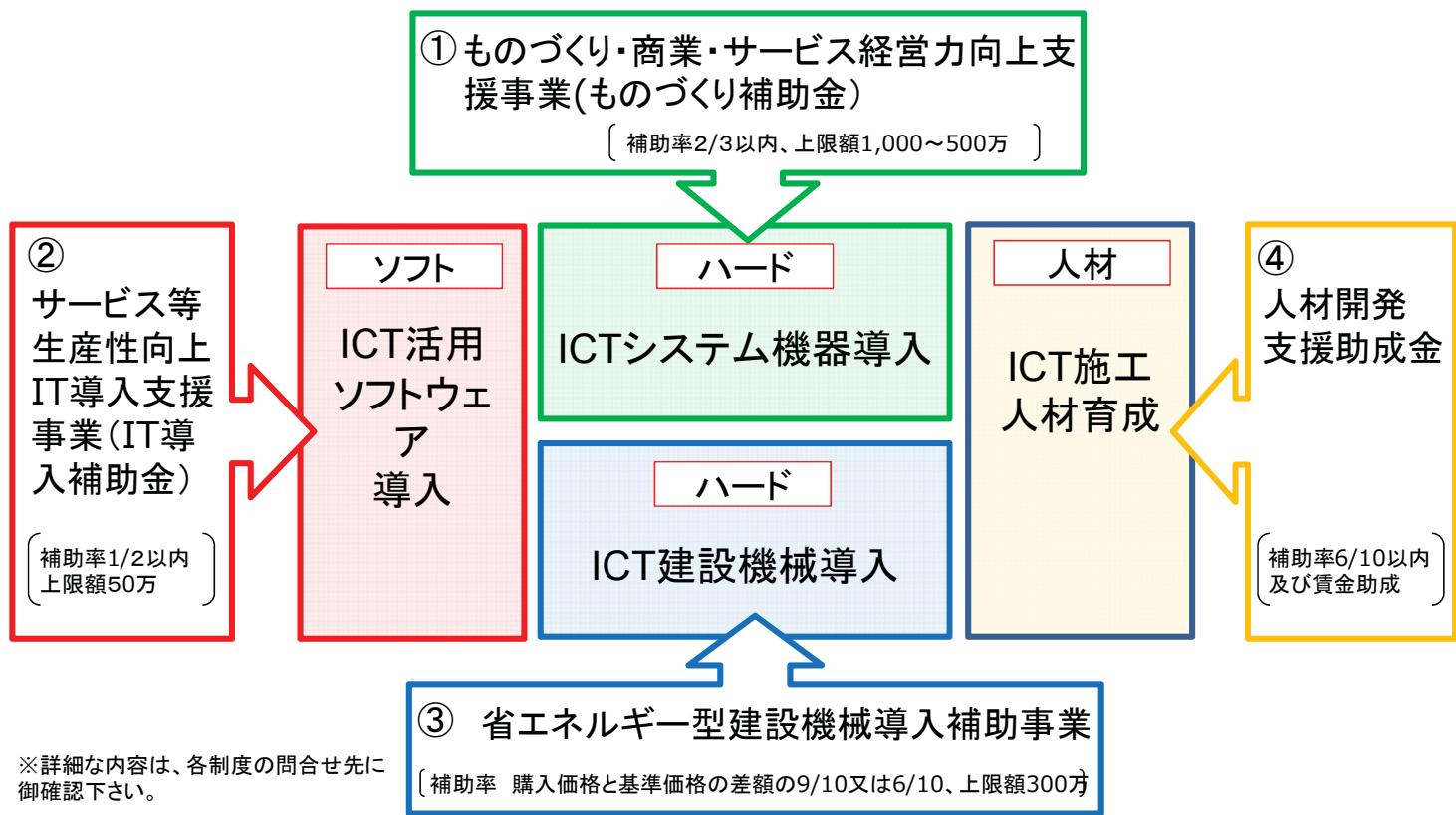
#### ⑤ 協議会・報告会の支援



- ・支援対象自治体関係機関の合意連携にあたりICTの情報提供
- ・活用効果の報告会を支援

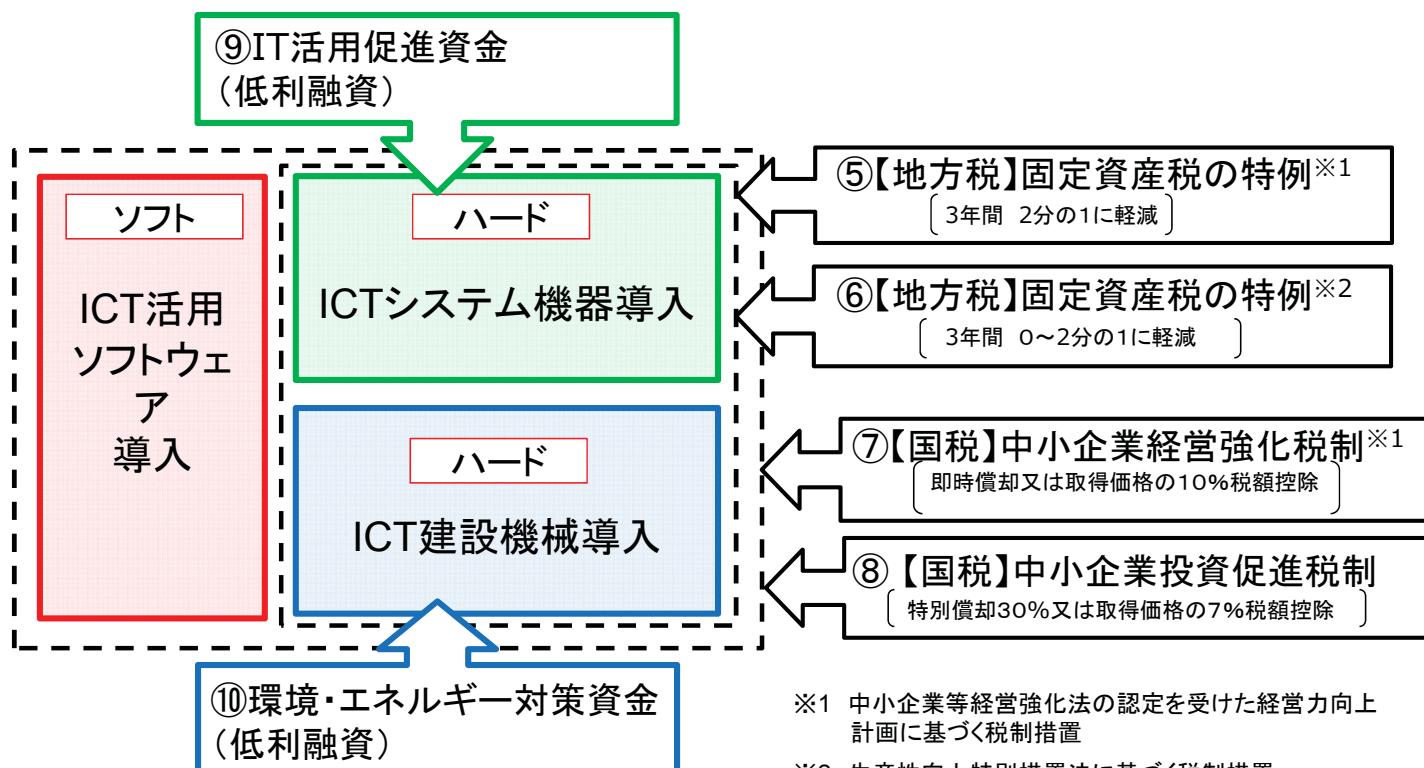
13

## ○ICT施工の中小企業への普及加速のための補助金の活用を周知



## i-Construction( ICT施工 )の導入に関する税制・融資制度

## ○ICT施工の中小企業への普及加速のための税制優遇・低利融資の活用を支援



- 産学官が連携・情報共有し、各地域において建設現場の生産性向上に取り組むため、i-Construction 地方協議会を構築
- i-Constructionの相談窓口として各地域にサポートセンターを設置

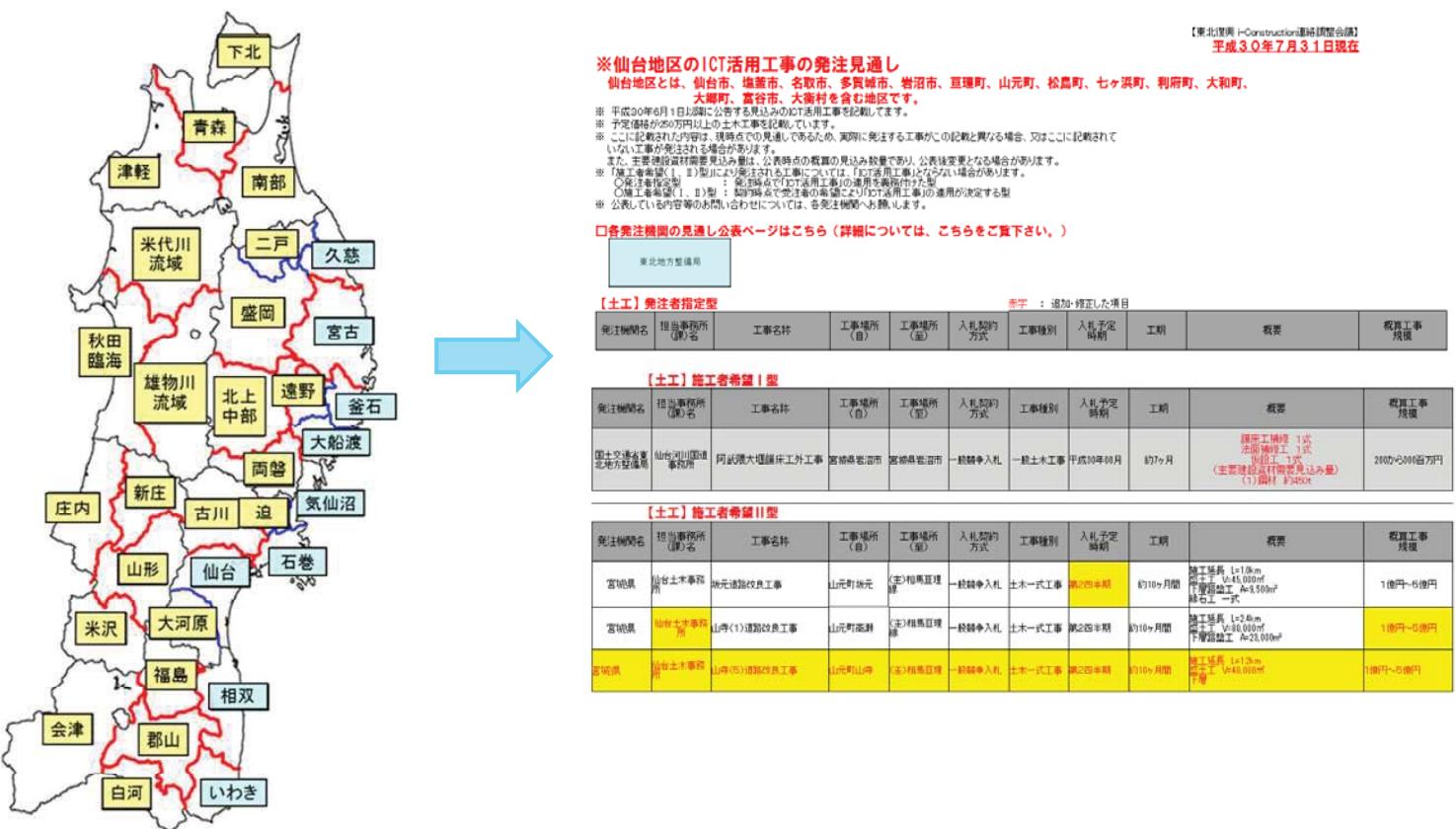
地方ブロック	i-Construction 地方協議会	サポートセンター
北海道	北海道開発局i-Construction推進本部 ICT活用施工連絡会	i-Constructionサポートセンター (北海道開発局事業振興部 011-709-2311)
東北	東北復興i-Construction連絡調整会議	東北復興プラットフォーム (東北地方整備局企画部 022-225-2171)
関東	関東地方整備局i-Construction推進本部	ICT施工技術の問い合わせ窓口 (関東地方整備局企画部 048-600-3151)
北陸	北陸ICT戦略推進委員会	北陸i-Conヘルプセンター (北陸地方整備局企画部 025-280-8880)
中部	i-Construction中部ブロック推進本部	i-Construction中部サポートセンター (中部地方整備局企画部 052-953-8127)
近畿	近畿ブロック i-Construction推進連絡調整会議	i-Construction近畿サポートセンター (近畿地方整備局企画部 06-6942-1141)
中国	中国地方 建設現場の生産性向上研究会	中国地方整備局i-Constructionサポートセンター (中国地方整備局企画部 082-221-9231)
四国	四国ICT施工活用促進部会(仮称)(H29.4予定)	i-Construction四国相談室 (四国地方整備局企画部 087-851-8061)
九州	九州地方整備局 i-Construction推進会議	i-Construction普及・推進相談窓口 (九州地方整備局企画部 092-471-6331)
沖縄	沖縄総合事務局「i-Construction」推進会議	i-Constructionサポートセンター (沖縄総合事務局開発建設部 098-866-1904)

16

## ICT工事の発注見通し統合・公表

ICT工事の発注見通しについて国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表。

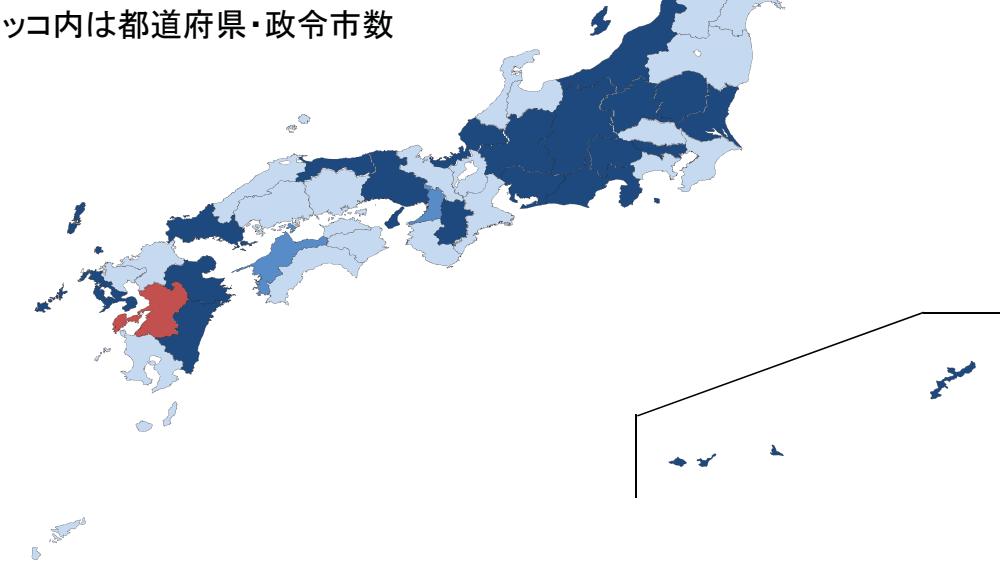
(参考) 東北地方の事例



17

- 実施(発注者指定、受注者希望) (19)
- 実施(発注者指定のみ) (3)
- 実施(受注者希望のみ) (34)
- 未実施 (11)

※カッコ内は都道府県・政令市数



政令市	ICT工事実施状況
札幌市	未実施
仙台市	実施(受注者希望のみ)
さいたま市	実施(受注者希望のみ)
千葉市	未実施
横浜市	実施(受注者希望のみ)
川崎市	未実施
相模原市	未実施
新潟市	実施(受注者希望のみ)
静岡市	実施(受注者希望のみ)
浜松市	実施(受注者希望のみ)
名古屋市	未実施
京都市	未実施
大阪市	未実施
堺市	未実施
神戸市	実施(受注者希望のみ)
岡山市	未実施
広島市	実施(受注者希望のみ)
北九州市	実施(受注者希望のみ)
福岡市	実施(受注者希望のみ)
熊本市	未実施

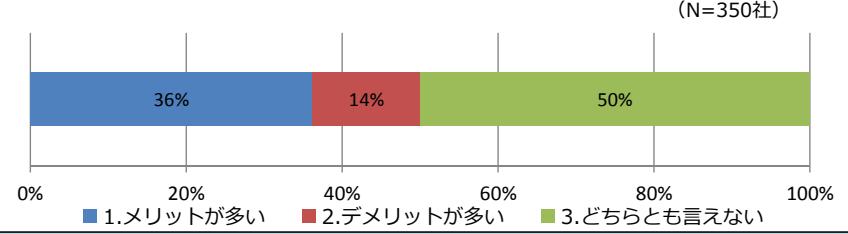
働き方改革、生産性向上 ~ i-Constructionに関する取組 ~

## ICT施工に関するアンケート

## 全国建設業協会調べ（平成30年10月）

## ICT活用工事（ICT土工）の施工実績がある企業の施工した感想

- ICT施工の感想については、「メリットが多い」が約4割、「デメリットが多い」が1割超となっている。



### ＜メリット＞

- ・現場管理の省力化に繋がる。  
(現場代理人、監理技術者、担当技術者の業務負担が減少した。)
  - ・特に I C T 建機の導入により丁張がなくなるなど測量の省力化が進んだ。
  - ・U A V 写真測量を簡易的に使い出来高算出が楽にできるようになった。
  - ・I C T 建機の活用で、どのオペレーターでも高精度に仕上げることができ、オペレーターによる経験の差が無くなった。
  - ・従来は、オペレーターや職員が丁張目を自視で確認していたが、重機内のモニターで確認できることにより、運転席から降りたり、作業の一時中断が無くなった。
  - ・施工箇所を 3 次元で面的に取得でき、土量体積算出が容易になり精度が向上した。
  - ・丁張が必要なく、面的管理となるため、過堀や修正の為の手戻り作業の減少につながった。
  - ・法面等での丁張設置や出来形測定が無くなり、重機等との近接作業が減少し、結果として安全性向上につながった。
  - ・測量に関しては 3 D レーザースキャナー、U A V どちらにおいても 3 次元点群データを用いて任意の断面抽出を行う事ができ、さらには急峻な法面等にも行く必要がなくなる為、省力化、効率化、数量算出の精度向上等非常にメリットが多い。
  - ・起工測量については、従来工法に比べて安全で効率がかなり向上した。  
(ドローン、レーザースキャナーによるもの)
  - ・土量算出や出来形成果表についても、3 D ソフトを活用することで、効率や精度はかなり向上する。

## 〈デメリット〉

- ・ICTの活用は、生産性を向上させるということは理解できるが、**設備投資には多大な経費**がかかり、工事量の減少やくじ引きによる入札が多く年間の受注予想がたたない状況の中、意欲はあるが積極的に取り組めない企業もある。
  - ・将来は活用が進みメリットのほうが多くなると思うが、現状では**先行投資が大きく**、なかなか回収できていない。
  - ・「施工幅が狭い」「延長が短い」「構造物が施工箇所を分断」といった場合や、土運搬効率低下・悪天候による作業期間超過などの場合など**日当たり施工量の減少**は、導入コストが高いICT建機が利潤を圧迫する。
  - ・**小規模工事**では、ICT建設機械の費用がかかるので、採算が取れない。
  - ・ICT建機を使用する場合、**短期集中で施工しないと採算性が取れない**。外的要因により生じたコスト（天候不順により盛土施工が出来なかつたり、土の搬出業者と搬入業者が違う場合、工程のずれから生じる遅延コスト）が積算上、転稼出来ないため、結局その分が持出となる。
  - ・**ICT建機のリース費用や専用ソフトの購入費用等が高額**で、工事毎に採算が取れない。メーカーの価格低下を望む。
  - ・受注者、発注者ともに**知識・経験が不足**しており手探り状態の施工であったため施工費が増加した。
  - ・**外注依存**が高く採算が取れない。
  - ・山間部では、**GPSを受信できない箇所**がある。（高木の影になる箇所、山の斜面の影響等）

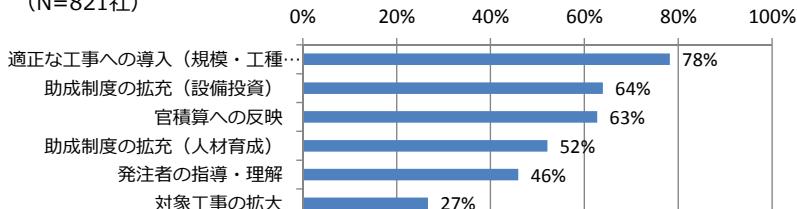
## ICT施工に関するアンケート

全国建設業協会調べ（平成30年10月）

## ICT活用工事のさらなる拡大に向けた環境整備への要望事項

- ICT活用への要望事項は、「適正な工事への導入（規模・工種等）」「助成制度の拡充（設備投資）」「官積算への反映」の順になっている。

(N=821社)



## &lt;意見等&gt;

- どれもこれもi-Constructionと言われても受注者は困惑する。施工規模、工種において**適正な工事への導入**を望む。また、i-Constructionを使いこなす人材の育成も急務である。
- 現在のi-Constructionは、まだまだ施工業者、現場技術者の負担が大きく、ICTが必ずしも効率化、省力化に繋がっているとは言い難い。**調査・測量、設計段階からのICT化**を進めて欲しい。
- 新しいICT技術を取得するためには設備投資・教育が必要。**設備投資への支援策や補助金の整備**を望む。
- 中小企業等経営強化法による助成制度は、平成31年3月31日までに導入した設備が対象となっている。i-Constructionの設備は高額なため、工事落札後、工事金額に似合った設備を徐々に購入したいと思っているので**助成制度の延期及び対象設備のさらなる拡大**を希望する。
- 地域建設業が施工する工事は、大規模な土工がない。小規模土工を含めた、ICT活用ができる**施工歩掛りの整備**を希望する。
- 工事規模が大きくないと採算が取れない。多くの効果を望むのであれば、**積算単価の上乗せ**が必要である。どんどん普及して、情報化施工の機材、ソフトが安価で普及する必要がある。
- 技術者にi-Constructionの知識を修得させたいので、実務に即した**講習会等を多く開催**して欲しい。
- ICTの深化には、**発注側の各現場担当職員までの理解**が必要である。

※出典：一般社団法人 全国建設業協会 20

## 市町村のメンテナンス支援について

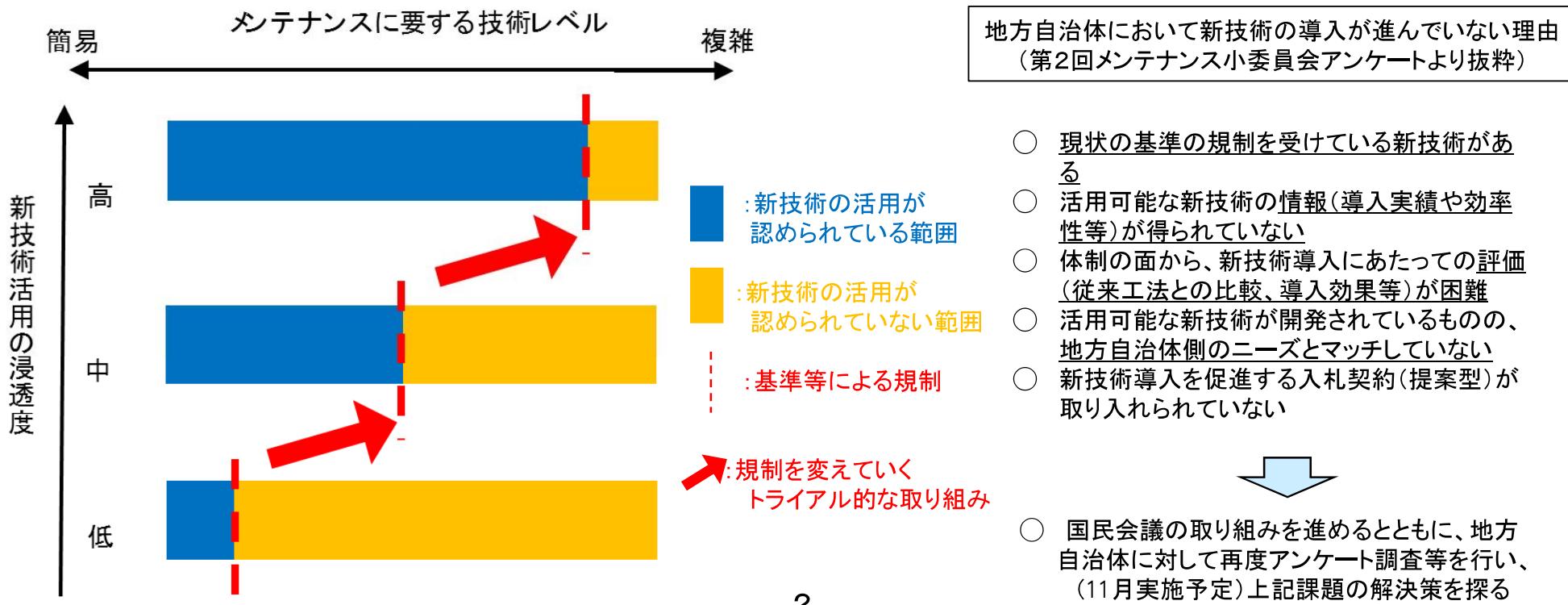
# 点検の実施状況

● サイクル開始年度(法定)    
 ○ サイクル開始年度(法定以外)    
 → サイクル1巡目    
 → サイクル2巡目以降

分野	施設	点検の頻度 (サイクル)	点検のサイクル進捗状況(1巡目のみ表示)						
			メンテナンス元年 H25 H26		H27 H28 H29		(年度) H30		
道路	橋梁(橋長2m以上)、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)	5年に1度			●	→			
河川・ダム	河川管理施設(堰、床止め、閘門、水門、揚排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他)・ダム	毎年		●	→				
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止	毎年	H16 ○	H1 →					
海岸	堤防・護岸・胸壁等、水門及び樋門・陸閘・排水機場	5年に1度を目安		●	→				
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	各事業主体毎に設定し、実施	H16 ○	→	●	→			
港湾	係留施設、外郭施設、臨港交通施設、廃棄物埋立護岸、その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客機乗降用施設)	5年に1度 人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れのある施設は3年に1度		●	→				
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)、空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)、空港機能施設(航空旅客の機能施設)	各空港ごとに設定		●	→				
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))、軌道(線路構造物)、索道	軌道:1年 橋りょう、トンネルその他の構造物:2年	H16 ●	H18 →					
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等)	5年に1度		●	→				
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)	施設の種別に応じて実施		○	→				
公園	都市公園(カントリーパーク含む)	毎年	H15 ○	H16 →					
住宅	公営住宅、UR賃貸住宅	3年に1度	H16 ●	H18 →					
官庁施設	庁舎等、宿舎	3年に1度	H16 ●	H18 →					

# メンテナンスにおける「新技術」の導入方針

- ロボットやセンサー、AI等の技術革新がめざましく進む中、メンテナンスの現場における効率化・生産性向上に資する各種技術開発が民間等により積極的に進められているところ。
- 地方自治体等の維持管理を一層効率化するため、これら新技術等の活用を積極的に進めることが求められている。
- 導入にあたり規制を変える必要がある新技術については、基準等の見直しに向けたトライアル的な取組を通じて、新技術活用の幅を広げていく。
- 既に活用可能な新技術については、地方自治体の抱える課題を踏まえつつ、国民会議の取組を通じて優良事例を横展開するなど、導入実績を増やしていく。



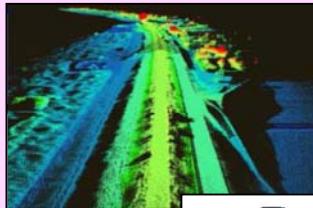
# 新技術の導入に向けた取組の状況(河川分野)

- 河川分野においては、革新的河川技術プロジェクトにより、技術基準の見直しと合わせたトライアル的な取組として、陸上・水中レーザードローンの開発を実施。

## 基準を変えていくトライアル的な取組

### 第1弾(H29実施)

- 陸上・水中レーザードローン



搭載機器の  
軽量化により  
ドローンへの搭載可能  
(低空から高密度測量)  
+より高性能化  
(水底も可視化)

3次元データのイメージと  
レーザー測量機器の例

2チームにより開発

「河川定期縦横断測量業務実施要領・  
同解説」の改定により、三次元地形  
データの活用が可能に。

・三次元点群データを活用した測量及び補  
正についての記述を追記

## 活用可能な新技術の実装の加速

### 第1弾(H29実施)

- 危機管理型水位計



●洪水時の観測  
機器の小型化・通信  
コスト縮減等による  
コスト低減が実現

危機管理型水位計の例

従来機器の1/10以下に  
(100万円/台以下)

12チームにより開発

- 全天候型ドローン



風速20m程度の  
強風下でも飛行  
可能

全天候型ドローンの例

3 2チームにより開発

### 第2弾(H29実施)

- 寒冷地対応危機管理型水位計



寒冷地での水位  
観測に対応した  
危機管理型水位  
計

寒冷地対応危機管理型水位計の例

13チームにより開発

### 第3弾(H30実施中)

- 無線式簡易型河川監視カメラ

・商用電源の確保や通信網(有線)  
の整備が難しい場所にも設置可能

- 有線式簡易型河川監視カメラ

・商用電源や通信(有  
線)の確保できる箇所  
に設置映像情報を充  
実化



簡易型河川監視カメラ  
の現地試験の状況

19チームにより開発中

## 自治体における実証実験の取組

- 自治体において管理者が抱える課題(ニーズ)を踏まえ、管理施設による実証実験を実施し、本格的な導入がなされている事例がある。

**柏市**

# スマートフォンを用いた簡易路面調査

評価期間: 2014.08.01 ~ 2016.02.12

評価対象車両: 上り/下り

劣化度・基準	劣化度指標値	回数
5	13.0 ~	0
4	9.0 ~ 12.0	1
3	5.0 ~ 8.0	213
2	1.0 ~ 4.9	1762
1	0.0 ~ 0.9	1358
未評価		242
計		3797

調査情報

区分	路線名
その他	10001
その他	20049
その他	20074

● スマートフォンのGPSと加速度センサーを利用して、路面性状の調査を実現

● 道路の劣化状態の見える化を実現し、住民の実態の理解促進にも効果あり

● 日々の走行データを蓄積し、損傷の経年劣化の把握も可能

調査の精度

住民の理解促進効果

スマートフォンによる簡易路面性状調査の結果と路面性状調査（MCI：測定）の一一致率は約8割

調査結果を使った資源を分かりやすく答える市民、市道利用地9割

柏市

千葉市 ちばレボ スマートフォンを活用し市民がインフラの不具合を通報・迅速に対応

- 市民がスマートフォン等を通して、地域の課題に関する写真や位置情報付の状況をレポートすることで、市民と行政、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効率的に解決
- ちばレボを使うことで、街を見る意識が変化
- “市民のちから”で、街がよくなる

サービスイメージ

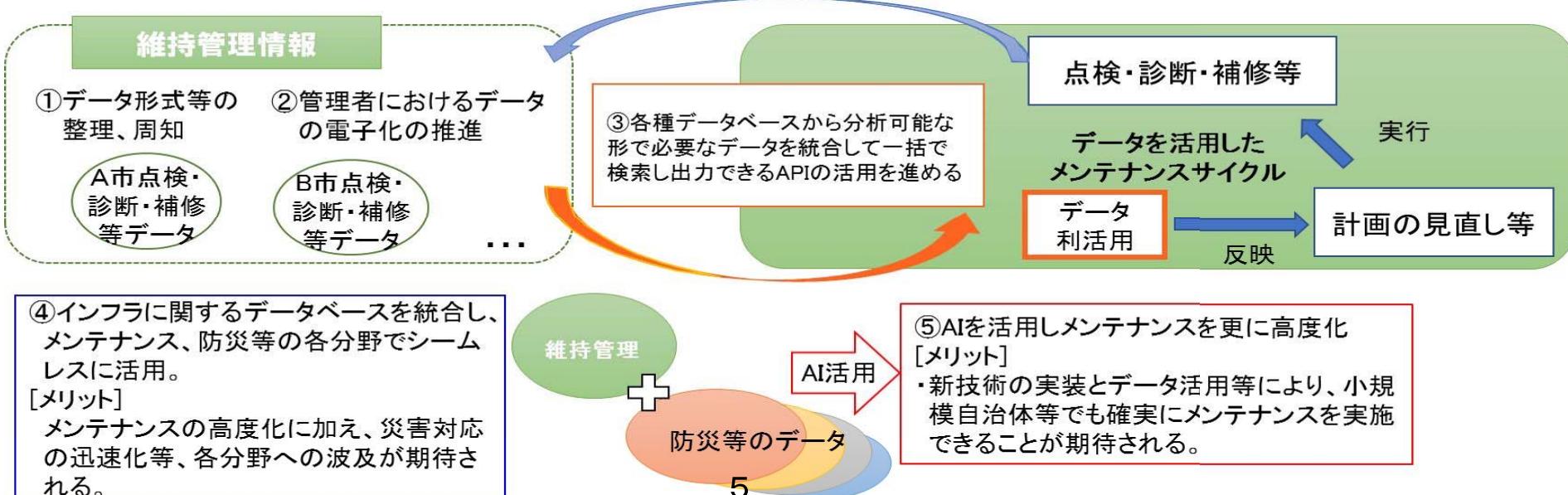
アプリのイメージ

千葉市

# データ活用型インフラメンテナンス【インフラメンテナンス2.0】への展開

- インフラメンテナンスサイクルにおける新技術の活用により、計測・点検・補修等の膨大なデータが得られるようになる。
- これら情報の利活用環境の整備に向け、以下の取組を、データ活用型インフラメンテナンス【インフラメンテナンス2.0】として進めるべき。
  - ①電子化すべきデータの項目、内容(測定法、単位、ファイル形式など)を整理し、各管理者へ周知
  - ②地方自治体等各管理者が有する情報のデジタルデータ化を全国一斉で実施。
  - ③並行して、各管理者、企業、研究機関などがそれぞれに保有しているデータベースについて、必要なデータを統合して一括で検索し出力できるアプリケーション・プログラミング・インターフェース(API)の活用等により効率的に利活用できるシステムの構築。
  - ④さらに、メンテナンスに加えて、防災データベースなどの社会インフラデータベースと広く連携することにより、管理・防災等の様々な取組を一体として運用できるシステムへと発展。
  - ⑤これら大量に取得できるメンテナンスデータを用いて、AI等を活用しメンテナンスの更なる高度化を目指す

## 【インフラメンテナンス2.0】



# 自治体の支援に必要な3つの観点

- 市町村における土木・建築部門の職員数は平成17年度から減少傾向が続いている。
- 技術系職員がいない市町村の割合は約3割(450/1291(H29))にのぼる。
- このため、地方自治体への支援については、以下の3つの観点で行うことが必要。

## 市町村の実行力を高める取組

### ①新技術、データ活用の推進

- ・維持管理に活用できる新技術の紹介、マニュアルの作成
- ・所管施設の管理に必要な情報の電子データ化、データベース化

### ②契約方法の拡大

- ・地方自治体の負担軽減のための業務委託、アウトソーシングのさらなる活用について  
(包括委託、共同処理、共同発注)

### ③人材育成の推進

- ・技術マニュアル、講習会等の充実
- ・研修・実地講習の実施及び市町村職員の参加拡大
- ・維持管理に豊富な知見を有する経験者の活用促進

## 市町村に対する直接的支援

- ・「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断
- ・技術者派遣制度

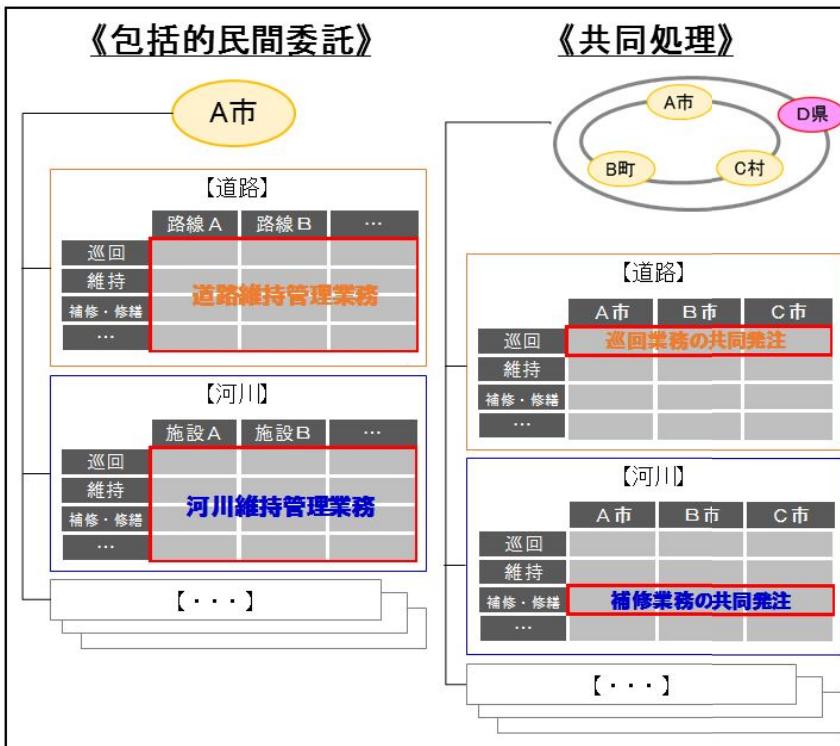
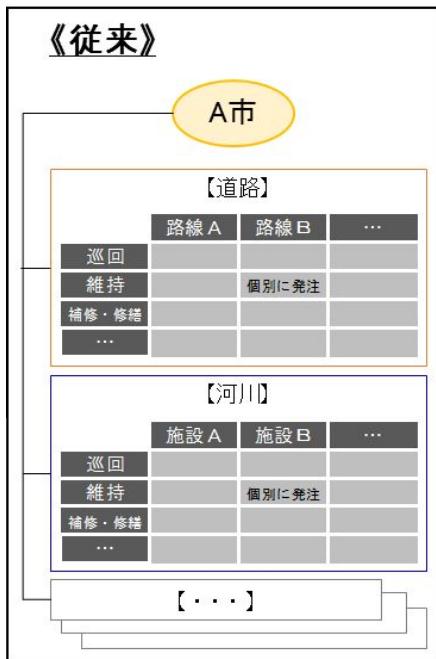
## 連携の拡大による支援

- ・メンテナンス会議の実施
- ・インフラメンテナンス国民会議
- ・日常点検など市民参加型の施設点検の拡大
- ・民間活力の活用の推進(PFI等)

# 業務委託、アウトソーシングのさらなる活用

- 地方自治体の人員不足を補うための業務委託、アウトソーシングについて従来型の方式から、「包括委託」や「共同処理」の手法を取り入れる事例が増えてきている。
- 今後、自治体間でノウハウを共有するとともに、垂直連携なども含め、体制を確保し有効に活用していく枠組みづくりなどの取組を進めていく必要がある。

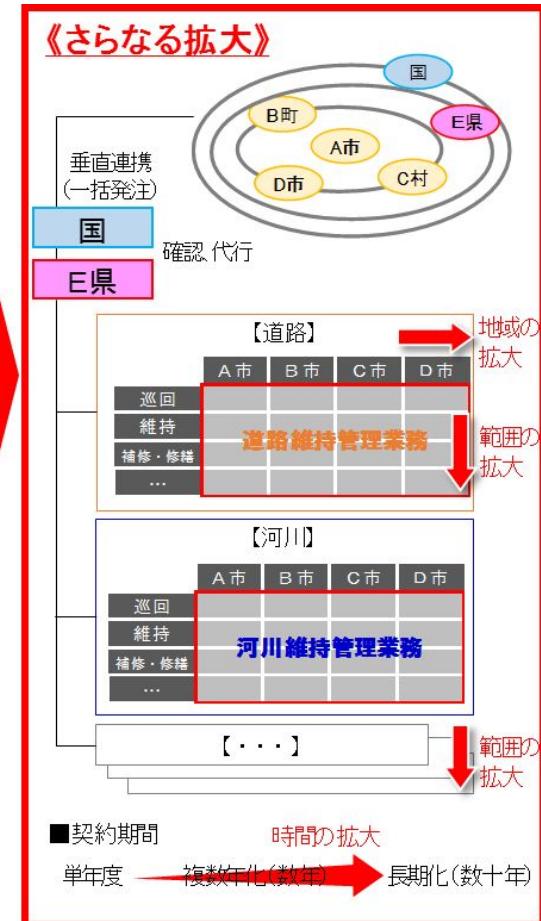
## 先進的な事例



## 《共同処理》



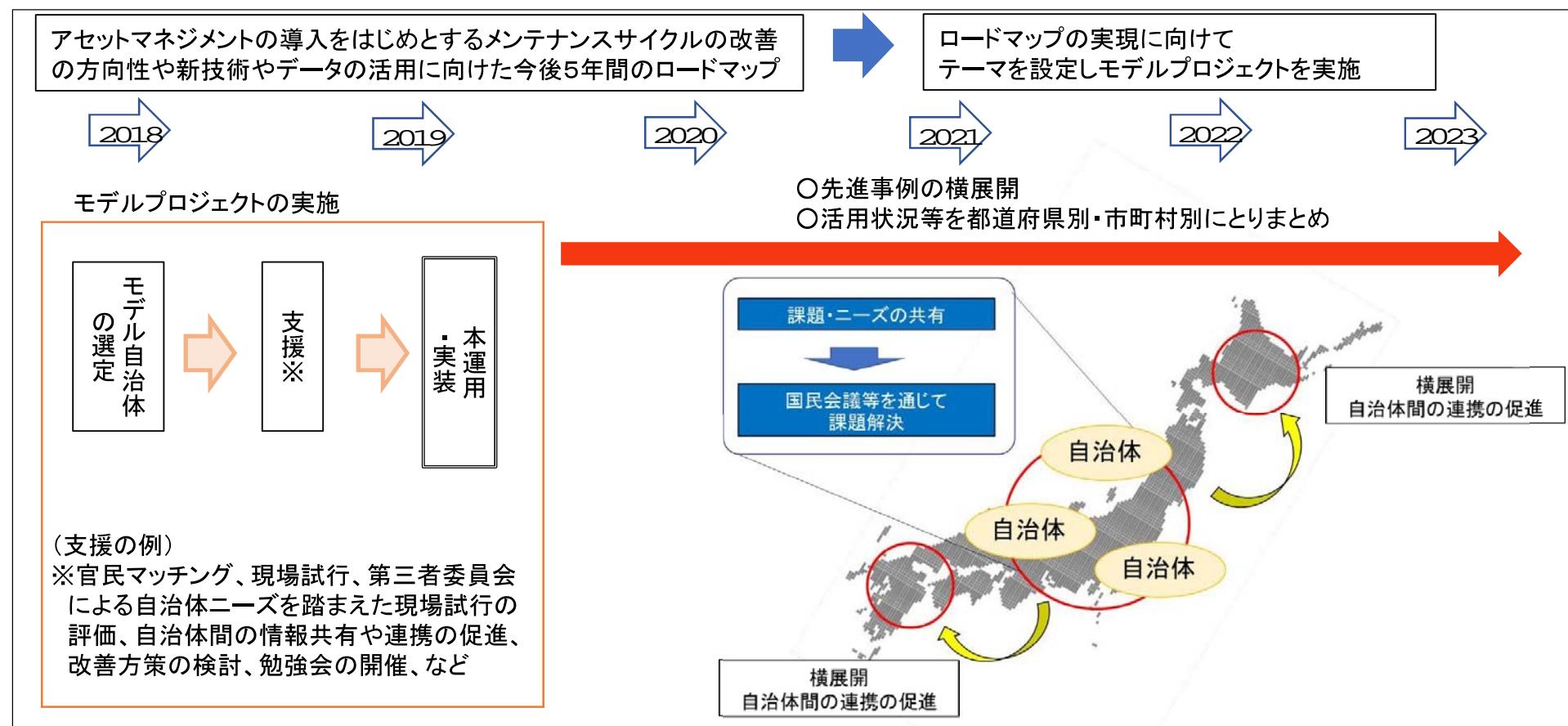
## 今後の展開



→先行して取り組んでいる事例の分析や他分野での取組などを整理し、全国で活用できる指針等を作成、周知していく

## インフラメンテナンス国民会議の取組拡大

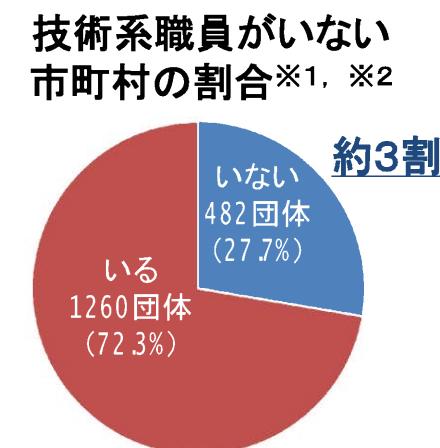
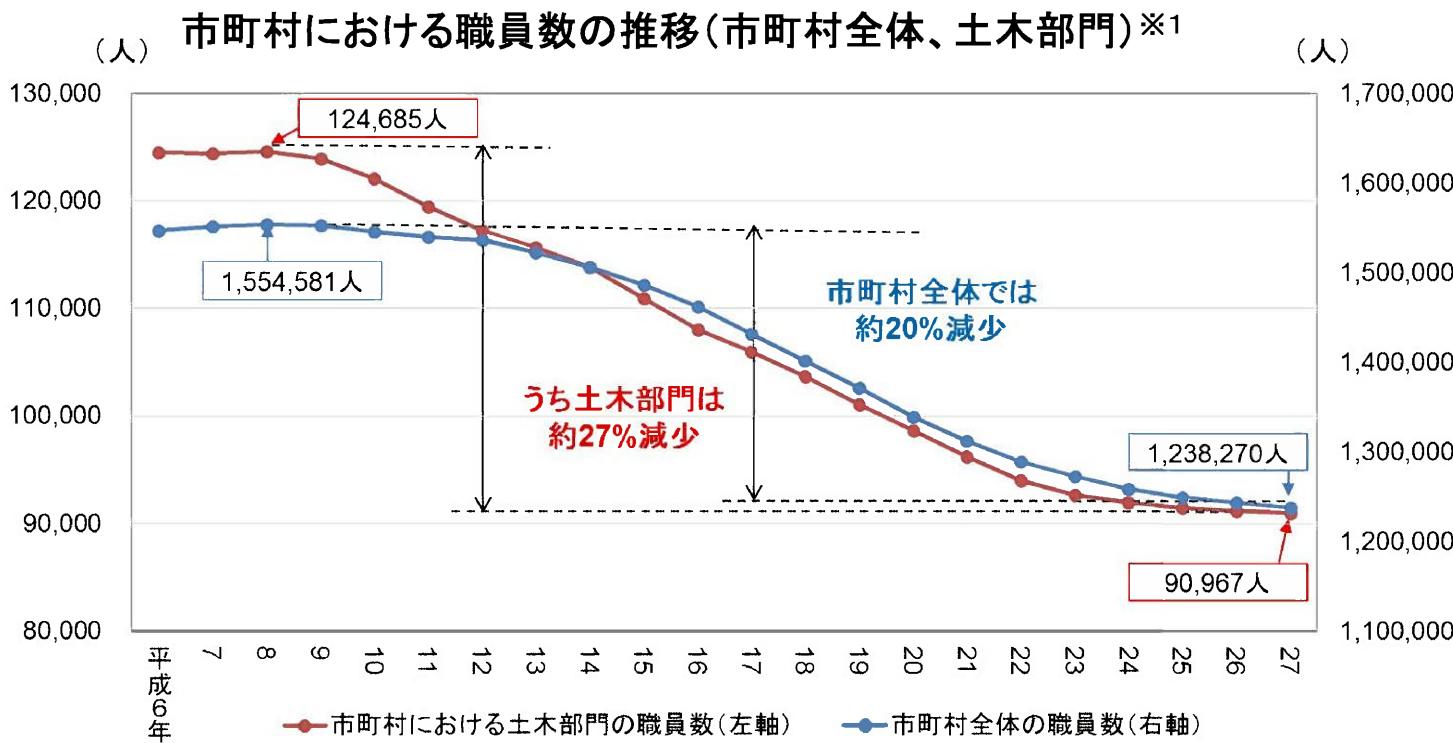
- 先進的な取組を行うモデル自治体による地方自治体グループを形成するモデルプロジェクトをインフラメンテナンス国民会議の取り組みとして実施。  
(テーマ : ①新技術活用、②集約・再編、③地域におけるセーフティネット構築、④包括的民間委託、  
⑤共同処理、⑥登録資格制度の活用、⑦メンテナンスに対するリーダーの取組など)
  - 先進事例として横展開とともに、活用状況等を都道府県別・市町村別に見える化を行う



8 未来投資戦略2018でも位置づけられた、Society 5.0 の実現に向けた「フラッグシップ・プロジェクト」(FP)の一つとして、「次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築」と連携

# 市町村における維持管理体制① 人員の推移

- 市町村全体の職員数は、平成8年度から平成27年度の間で約20%減少していることから、市町村における土木部門の職員数のピーク時からの減少割合は、全体の職員数のピーク時からの減少割合よりも大きい。
- 市町村における土木部門の職員数は平成8年度の124,685人をピークに19年連続で減少しており、平成27年度は90,967人である。(平成8年度比約27%減)
- 技術系職員がいない市町村の割合は約3割**に上る。



※1:地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また、市町村としているが、特別区を含む。  
※2:技術系職員は土木技師、建築技師として定義。H27年度の割合。

# 市町村における維持管理体制② 各分野の管理者



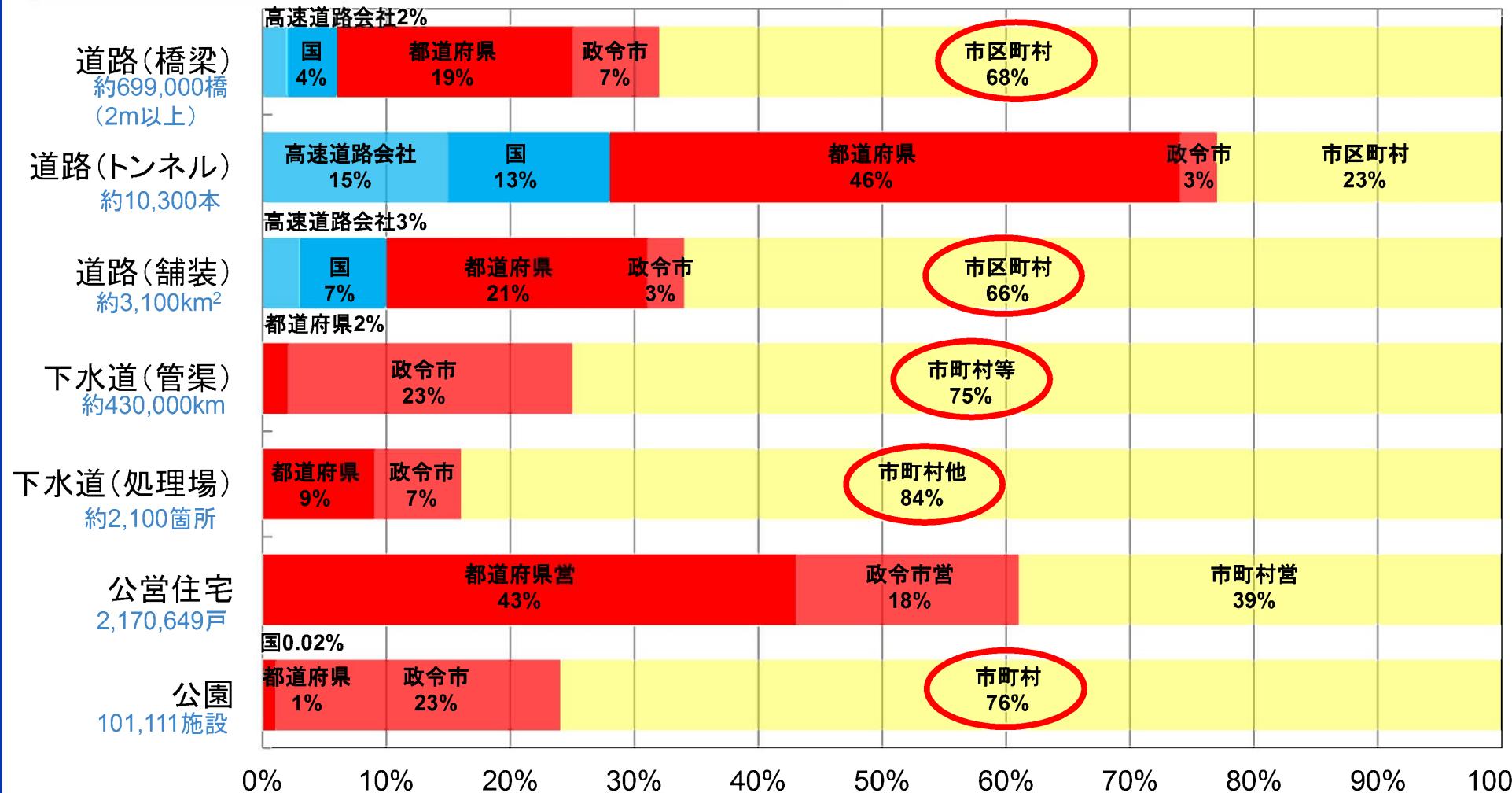
## 社会资本に関する実態の把握結果

### 各分野の管理者別の施設数

○各分野において、地方公共団体等管理が多い。

社会资本整備審議会・交通政策審議会  
「今後の社会资本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月)参考資料より作成

国・高速道路会社  
都道府県・政令市





# 国土強靭化の推進について

## 論点

市区町村における国土強靭化地域計画の策定を促進するため、国や都道府県としてどのような取組を行うべきか

# 市区町村の国土強靭化地域計画の策定率(予定を含む)MAP

平成30年10月1日現在の状況

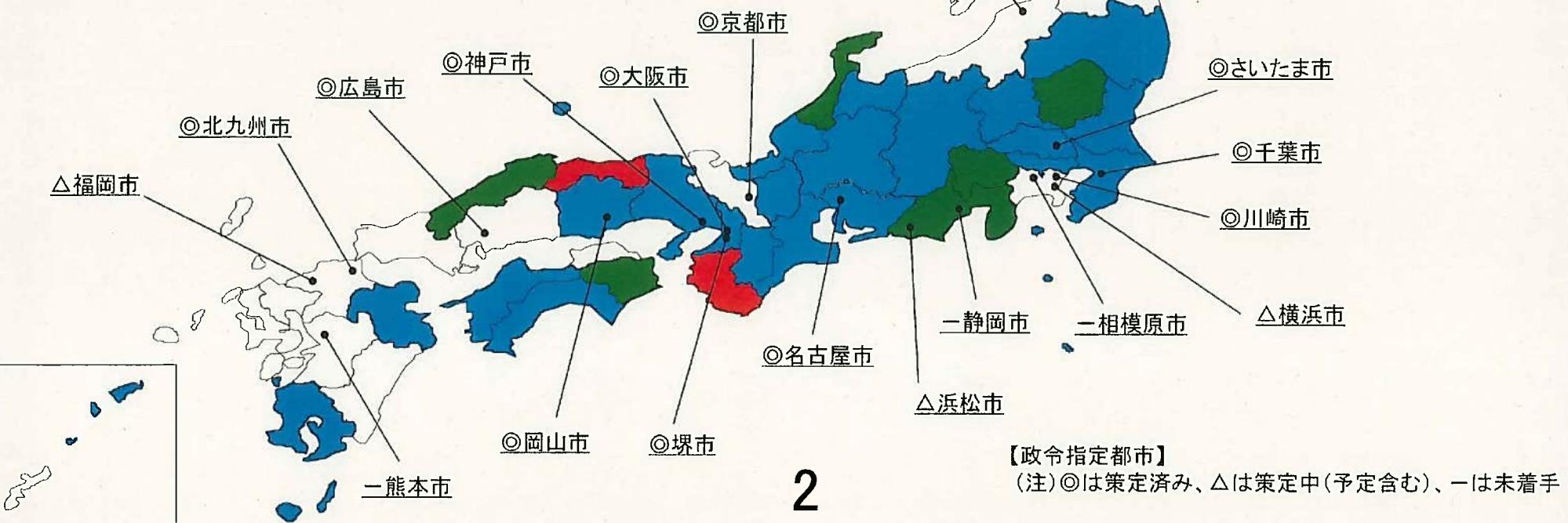
計画策定済み 81市区町村  
計画策定中(予定含む) 54市町村

<参考>

都道府県 計画策定済み 45都道府県  
計画策定中(予定含む) 2県(福井県、沖縄県)

策定済み及び策定中(予定含む)の市区町村の割合(政令指定都市除く)

- 30%以上 (2県)
- 10%以上30%未満 (8道県)
- 1%以上10%未満 (23都府県)
- 策定済み及び策定中(予定含む)の市町村なし (14府県)



平成30年7月27日  
国土強靭化の推進に関する  
関係府省庁連絡会議(第19回)



# 基本計画の見直しに係る 意見聴取について

平成30年7月  
内閣官房国土強靭化推進室

# 基本計画の見直しに係る意見聴取について

平成30年7月27日  
国土強靭化の推進に関する  
関係府省庁連絡会議(第19回)

- 国土強靭化基本法第17条第8項において準用する同条第7項の規定に基づき、次のとおり意見聴取を行った。

## 1. 意見聴取期間

- ・ 平成30年5月10日～6月7日

## 2. 意見聴取先及び提出状況

- ・ 現行の基本計画策定時に行った意見聴取に準じ\*、次の方々に意見聴取を行い、右欄の数の方々からの意見を得た。

法17条7項の規定	意見聴取先	提出者数(( )内は自由意見)
都道府県、市町村	全都道府県知事、全市区町村長	都道府県 43(37) 市区町村 738(63)
学識経験を有する者	ナショナル・レジリエンス懇談会各委員	7(6)名
国土強靭化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 4経済団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、新経済連盟) 地方経済連合会(北海道経済連合会、東北経済連合会、北陸経済連合会、中部経済連合会、関西経済連合会、中国経済連合会、四国経済連合会、九州経済連合会)</li><li>・ 日本医師会、日本歯科医師会、全国社会福祉協議会</li><li>・ 全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国土地改良事業団体連合会、全国森林組合連合会、大日本水産会</li><li>・ 全国消費者団体連絡会</li><li>・ レジリエンスジャパン推進協議会</li></ul>	15(13)団体

\*現行の基本計画策定時においては、任意と法定の2度意見聴取をしており、上記のうち4経済団体は任意と法定の両方、地方経済連合会は任意のみ、その他は法定のみ対象としている。

## 3. 意見聴取項目

### (1) 国土強靭化の推進全般について(自由意見)

国土強靭化に関する分野における課題と考えられることについて、幅広く意見を伺った。

### (2) 重点化すべきプログラムについて

新たな45の「起きてはならない最悪の事態」を回避する施策群(プログラム)のうち、重点化すべきプログラムについて伺った。

## 4. 意見の取り扱い

- ・ 脆弱性評価に引き続き、内閣官房及び関係各府省庁において、基本計画の検討に際し、参考とする。

## 5.取組を推進するための課題・要望、その他の意見

平成30年7月27日  
国土強靭化の推進に関する  
関係府省庁連絡会議(第19回)

国土強靭化に関する事業等の中長期的な見通しの提示を求める意見及び予算の確保等財政面での支援を求める意見が目立った。また、地域計画策定自治体と未策定自治体への支援等に差をつけることを求める意見もみられた。

### 《取組を推進するための課題・要望》

- ・投資の規模の明確化、事業規模の中長期的な見通しを提示 地図27
- ・社会基盤形成等に向けた国事業の実現性や整備スケジュールは可能な限り記載し可視化 地図4
- ・計画策定自治体と未策定自治体との支援を差別化 地2

### 《国土強靭化地域計画、脆弱性評価への意見》

- ・市町村には防災関係の計画が複数あり内容が重複 地2
- ・「プログラム」の整理にあたっての手順をわかりやすくすべきではないか 地1
- ・フローチャート分析により、交通、通信関連など、他の多くのプログラムに影響を与える項目があることが分かったため、これを踏まえて見直すことが必要 學団2

### 《予算の確保等財政面での支援》

- ・国の予算措置(交付金・補助金)が不可欠、国からの財政支援措置の充実・強化 地学図72
- ・計画策定自治体に対する優先的配分 地3
- ・国土強靭化に特化した財政制度の創設 地3
- ・企業の自助努力を一層喚起する減税策を中心とする税制の整備、税制面の優遇措置の整備 地図12
- ・設備投資を促進する税制の創設および既存税制の一層の拡充、起債制度や交付金等のさらなる拡充 地図9
- ・大規模災害発生時の地方財政措置の常設化 地1
- ・国の緊急防災・減災事業債が時限的なため、更なる延長の措置を検討 地学2
- ・雪害時の特別交付税措置基準の明確化 地1
- ・地方の道路整備においても国の重点配分事業として位置付け。特に、老朽化対策として別枠予算の確保、地方債の拡充 地3
- ・農業・農村や森林の有する多面的機能を發揮させるために必要な財政的・人的・技術的支援 地図2

- 本年相次いで発生している災害で明らかとなった課題に対応するため、9月21日に安倍総理より関係大臣に対し、重要なインフラが、あらゆる災害に際して、その機能を維持できるよう、緊急に点検を行い対策をとりまとめるよう指示。
- 国土交通省としては、所管する道路、鉄道、港湾、空港などの交通インフラ、河川、砂防などの防災関係インフラ等を対象に、災害時の重要インフラの機能確保について、ソフト・ハードの両面から緊急点検を実施(11府省庁※118項目のうち、国土交通省分は53項目)。
- 11月末を目途に、内閣官房国土強靭化推進室で政府全体の対応方策をとりまとめる予定。

※内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

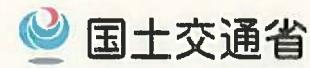
## 緊急点検の背景・目的

- 平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等により、これまで経験したことのない事象が起こり、重要インフラの機能に支障を来すなど、国民経済や国民生活に多大な影響が発生した。
- 直近の自然災害で、インフラの機能確保に関して問題点が明らかになった事象に対して、電力や空港など国民経済・生活を支え、国民の命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施する。

## 緊急点検の対象とする重要インフラ

- 直近の自然災害で、問題点が明らかになり、国民経済・国民生活を守る、又は、人命を守るため、点検の緊急性が認められるものとして、以下の①～③を対象。
  - ①ブラックアウトのリスク・被害を極小化する必要がある電力供給に係る重要インフラ
  - ②電力喪失等を原因とする致命的な機能障害を回避する必要がある重要インフラ
  - ③自然災害時に人命を守るために機能を確保する必要がある重要インフラ

# 重要インフラの緊急点検の実施項目例



## 空港

### 航空輸送上重要な空港等に関する緊急点検

#### 点検概要

##### 点検概要:

平成30年台風第21号や平成30年北海道胆振東部地震災害による浸水・停電・施設の損傷等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等においてターミナルビルの非常用電源の設置箇所や管制に必要な電源施設の対策状況等の緊急点検を行う。

##### 点検規模:

航空輸送上重要な空港等16空港、航空交通管制部4施設等

#### 直近災害で明らかになった問題

平成30年台風第21号に伴う高潮・高波が関西国際空港の防潮堤を越え、A滑走路や第1ターミナルビルが浸水。第1ターミナルビルでは、電気設備、防災設備等が地下に設置されていたため、浸水により損傷して使用不可となり、停電が発生。

沿岸部に位置する空港を中心に、全国の空港において、今後も同様の事態が発生するおそれがある。

<台風21号による関西国際空港の被災状況>



※近畿地方整備局提供

【A滑走路及び駐機場】  
・ほぼ全域が浸水

【第1ターミナルビル】  
・電気設備、空調設備、旅客・貨物取扱設備、防災設備等が浸水により損傷  
・ターミナル中央部の1、2階の北側及び3階で停電

## 港湾

### 全国の主要なコンテナターミナルに関する緊急点検

#### 点検概要

##### 点検概要:

平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、ターミナルの耐震性や電源位置の確認等の緊急点検を行う。

##### 点検規模:

国際戦略港湾5港、国際拠点港湾18港、重要港湾102港のうちの主要なコンテナターミナル

#### 直近災害で明らかになった問題

平成30年台風21号では、神戸港等において、高潮により、電源が浸水したことで、コンテナクレーンや管理棟が機能しなくなり、ターミナルが休止、産業活動・経済活動に支障を来たした。コンテナの荷崩れや飛散、コンテナクレーンの転倒等が発生した。また、岸壁からコンテナが航路・泊地に流出し、船舶の航行に支障を來した。さらに、ソーラスフェンスや上屋の破損、火災も発生するなど、人命に関わる恐れがあった。

平成30年北海道胆振東部地震では、苫小牧港等において、停電により、コンテナクレーンや管理棟が機能しなくなり、ターミナルが休止、産業活動・経済活動に支障を來した。また、苫小牧港のコンテナヤード等が液状化し、岸壁や建物・上屋が破壊され、人命に関わる恐れがあった。

今後、全国で同様の事態が発生する恐れがある。



神戸港六甲アイランドRC6/7の被災状況

## 鉄道

### 鉄道河川橋りょうに関する緊急点検

#### 点検概要

##### 点検概要:

平成30年7月豪雨を踏まえ、鉄道河川橋りょうについて、河川管理施設等構造令に適合していないものなど流失・傾斜の可能性のある橋りょうの緊急点検を行う。

##### 点検規模:

優等列車、若しくは、貨物列車が運行する路線や輸送密度の大きい路線(約300路線)をはじめとした鉄道路線

#### 直近災害で明らかになった問題

平成30年7月豪雨により、JR芸備線の第1三篠川橋りょうが流失、JR予讃線の財田川橋りょうが傾斜。

全国には、このような橋りょうのように現行の河川管理施設等構造令に適合していない古い鉄道河川橋りょうなどが多数存在。



JR西日本芸備線第1三篠川橋りょう

# 重要インフラの緊急点検の実施項目例



## 河川

全国河川における洪水時の危険性に関する緊急点検

### 点検概要

#### 点検概要:

平成30年7月豪雨を踏まえ、バックウォーター現象等により堤防決壊が発生した場合に人命への危険性が高い地域において危険箇所の緊急点検を行う。

#### 点検規模:

高梁川水系小田川等の一級河川: 約14,000河川  
二級河川: 約 7,000河川

### 直近災害で明らかになった問題

平成30年7月豪雨では、高梁川水系小田川等において、バックウォーター現象等に伴う越水等により決壊が生じ、氾濫水が5mを超える水深となり、多数の死者・行方不明者等が生じた。

全国には、同様に、氾濫発生による人命への危険性が高い河川が多く存在している可能性がある。



高梁川水系小田川左岸及び複数の支川の決壊、右岸の越水により、多数の家屋が浸水

## 道路

道路法面・盛土等に関する緊急点検

### 点検概要

#### 点検概要:

平成30年7月豪雨等を踏まえ、全国の高速道路、直轄国道等を始めとした幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行う。

#### 点検規模:

高速道路、直轄国道等において、全国の道路区域内外の法面・盛土(高速道路・直轄国道 約34,000km等)

### 直近災害で明らかになった問題

平成30年7月豪雨では、道路区域内だけでなく道路区域外も含めたエリアから土砂等が流入し、高速道路及び幹線道路等が被災し、通行止めなど救急救命活動を支える道路ネットワークの確保に支障を及ぼす事態が発生。

全国にも同様のリスク箇所が存在する可能性がある。



広島呉道路（仁保IC～呉IC）の被災状況

# 国土強靭化地域計画を進める3つのメリット

## 1 安全な地域づくり。

どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。迅速に復興できる。

## 2 国土強靭化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗。

地域計画の策定、進捗管理による、庁内意識の共有や推進力の出現。

←関係府省庁所管の交付金・補助金による支援

## 3 地域の持続的な成長。地域創生。

安全な地域づくりを通して地域の持続的な成長を促し、かつ、

災害を受けても、地域の成長が停滞しない。

地域の信頼向上、投資の呼び込みにつながる。

# 国土強靭化地域計画策定支援の取り組みについて

## 【地域計画の策定に向けた支援】

- 首長も対象とした出前講座等の積極的な実施(H28年度40回、H29年度19回)。
- 自治体の総合計画との同時策定・一体策定の事例紹介・推奨。
- ガイドラインの継続的な改善。
  - ・市区町村の策定への取り組みや、策定済団体の取り組みの推進・不断の見直しを後押しすることを目的に、

第5版では以下のような改善を予定。

- ・「基本編」「策定・改定編」「資料編」に三分冊化。
- ・自らの自治体のレジリエンス度を認識するためのツール作成・提供。
- ・「わがまちの強靭化度」簡易チェックシート、Action確認リスト、不断の見直しチェックフロー等
- ・市区町村策定への都道府県の積極的支援が望ましい旨明記。

## 【地域計画に基づき実施される取組の支援】

- 地域計画に基づき実施される取組みに対し、関係府省庁所管の29の交付金・補助金の交付の判断にあたり、一定程度配慮。(対象となる交付金・補助金の平成30年度予算案総額:約1兆3,918億円。)

## 【その他】

- レジリエンスアワード「国土強靭化地域計画賞」の創設。
  - ・(社)レジリエンスジャパン推進協議会において本年度創設。積極的な取組を行っている自治体を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、地域計画策定・改定や計画に基づく取組を推進。
- (社)日本青年会議所が行う行政等とのワークショップへの支援。
- 国土利用計画(市町村計画)策定支援と連携した取り組み。
  - ・国土交通大学校国土利用計画(市町村計画)研修において、H30年度に地域計画の科目を創設。

# 国土強靭化地域計画に基づき実施される 取組みに対する関係府省庁の支援について

対象となる交付金・補助金(平成30年度予算 総額 約1兆4,118億円)

【内閣府】地方創生整備推進交付金

【警察庁】都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)、  
特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

【総務省】放送ネットワーク整備支援事業費補助金、

無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)、  
無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業)、  
消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

【文科省】学校施設環境改善交付金

【厚労省】社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、  
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金、

【農水省】農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、

農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、  
強い農業づくり交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、

林業・木材産業成長産業化促進対策、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、  
水産基盤整備事業、浜の活力再生交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸事業(漁港海岸)

【経産省】災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、  
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費、

離島・SS過疎地における流通合理化支援事業費(過疎地等における石油製品の流通体制整備  
事業)

【国交省】防災・安全交付金

【環境省】循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

※赤字は30年度から追加、青字は30年度から対象施設等の  
拡充措置等が行われる交付金・補助金。

# 国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

## 【事例37】 和歌山県(防波堤の粘り強い化)

### 国土強靭化地域計画に定めた対応

#### ○ 港湾における防波堤の粘り強い化

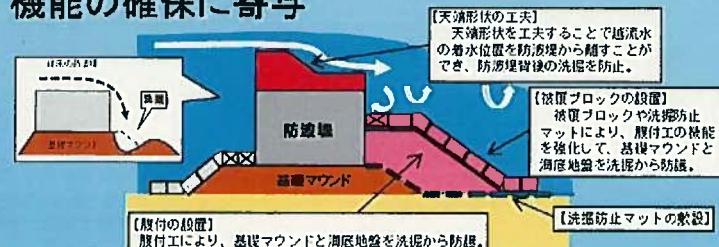
津波被害の軽減等を図るため、港湾の既存施設の嵩上げ等、港湾施設の機能強化に資する必要なハード整備を優先的に実施する。

### 活用した交付金・補助金

平成29年度 防災・安全交付金  
(国費145百万円の内数)

### 事業概要と効果

- ・湯浅広港における粘り強い構造の防波堤の整備
- ・津波被害の軽減や早期の復旧・復興に資する港湾機能の確保に寄与



## 【事例38】 和歌山県(大規模建築物の耐震化)

### 国土強靭化地域計画に定めた対応

#### ○ 大規模建築物の耐震化

多数の人が利用する建物の倒壊による被害を防ぐため、耐震診断から設計、改修までの経済的な支援を実施するとともに、災害時には避難所として活用することで地域防災への貢献を図る。

### 活用した交付金・補助金

平成29年度 防災・安全交付金  
(国費1,562百万円の内数)

### 事業概要と効果

- ・耐震診断が義務化された大規模建築物において耐震診断から設計、改修への経済的な支援
- ・災害時に避難所として活用→地域防災に寄与



# 国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

## 【事例39】高知県(耐震強化岸壁の整備)

### 国土強靭化地域計画に定めた対応

#### ○ 耐震強化岸壁(防災拠点港)の整備

今後30年以内に70%の確率で発生が予想される南海トラフ地震では、大規模な被害の発生が想定されている。災害時における海上からの緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備を推進する。

### 活用した交付金・補助金

平成29年度 防災・安全交付金  
(国費17百万円の内数)

### 事業概要と効果

- ・久礼港における耐震強化岸壁の整備
- ・災害時における防災拠点港として、災害時ににおける緊急物資等の海上輸送機能の確保に寄与



## 【事例40】富山県富山市 (公共下水道(雨水)の整備による浸水対策)

### 国土強靭化地域計画に定めた対応

#### ○ 公共下水道(雨水)の整備による浸水対策

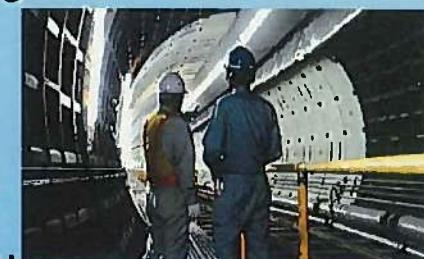
富山市の中心市街地において、都市化の進展や既存下水管の能力不足により浸水被害が発生しており、これらに対応するために貯留施設を整備し、浸水被害の早期軽減を図るものである。

### 活用した交付金・補助金

平成29年度 防災・安全交付金  
(国費89百万円)

### 事業概要と効果

- ・富山市の中心市街地における浸水対策のため、貯留施設を整備  
⇒ 浸水被害面積を軽減  
(10年確率降雨時浸水想定面積51.5ha→34.6ha(33%減))
- することにより、安心・安全、コンパクトなまちづくりに寄与し、地方創生を後押し



# 参 考

# 今年度の懇談会の進め方

7月23日

第43回ナショナル・レジリエンス  
(防災・減災) 懇談会資料

第41回(4月23日)	○脆弱性評価の指針について(素案の検討資料)	○アクションプラン2018について(素案の検討資料)
-------------	------------------------	----------------------------

第42回 (5月21日)	○脆弱性評価の指針について(素案)	○アクションプラン2018について(素案)
	○戦略的政策課題の進め方について	○プログラムの重点化の進め方について

## ◆脆弱性評価の指針(国土強靭化推進本部決定)

### 脆弱性評価の実施

都道府県、市町村、  
学識者、関係団体等へ  
の意見聴取

第43回 (7月23日)	○脆弱性評価の結果について
	○基本計画の見直しに係る意見聴取について
	○重点化すべきプログラム選定の考え方と概算要求における対応について
	○戦略的政策課題の基本計画への反映について(ワーキング)

## ◆脆弱性評価の結果(国土強靭化推進本部報告)

### 基本計画案の検討

パブリック  
コメント

第44回 (10月)	○基本計画(素案の検討資料)について
	○新たな年次計画における目標設定、進捗管理について(論点整理)
	○基本計画の推進方策について

第45回 (11月)	○基本計画(素案)について
	○新たな年次計画の編成方針について
	○戦略的政策課題の次年度以降に取り上げていくテーマについて

## ◆基本計画(閣議決定)

第46回 (H31年1月)	○新たな年次計画における目標設定、進捗管理の方針について
	○アクションプラン2019(仮称)について(スケジュール、方針等)
第47回(3月)	○戦略的政策課題の2019年度の取組について ほか

# 国土強靭化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している都道府県

平成30年10月1日現在の状況

計画策定済み 45都道府県  
計画策定中(予定含む) 2県

## 凡例

- 策定中(予定含む)県
- 策定済み都道府県

→ 全47都道府県が計画策定中、あるいは計画策定済



## 国土強靭化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している市区町村

計画策定済み	81
計画策定中(予定含む)	54

平成30年10月1日現在

都道府県	政令指定都市名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
北海道	札幌市	○ 平成28年1月	—
宮城県	仙台市		
埼玉県	さいたま市	○ 平成30年3月	—
千葉県	千葉市	○ 平成30年3月	—
神奈川県	横浜市		○
	川崎市	○ 平成28年3月	—
	相模原市		
新潟県	新潟市	○ 平成27年3月	—
静岡県	静岡市		
	浜松市		○
愛知県	名古屋市	○ 平成28年3月	—
京都府	京都市	○ 平成30年3月	—
大阪府	大阪市	○ 平成28年6月	—
	堺市	○ 平成29年2月	—
兵庫県	神戸市	○ 平成28年10月	—
岡山県	岡山市	○ 平成29年3月	—
広島県	広島市	○ 平成29年4月	—
福岡県	北九州市	○ 平成29年12月	—
	福岡市		○
熊本県	熊本市		

都道府県	市区町村名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
北海道	釧路市	○ 平成30年3月	
	美唄市		○
	伊達市		○
	江差町		○
	上ノ国町		○
	厚沢部町		○
	乙部町		○
	奥尻町		○
	今金町		○
	せたな町		○
	ニセコ町		○
	美瑛町	○ 平成30年3月	
	利尻町		○
	豊浦町		○
	壯瞥町		○
	白老町		○
	洞爺湖町		○
	鹿追町		○
	新得町		○
	清水町		○
	芽室町		○
	中札内村		○
	浜中町		○
	標茶町		○
	鶴居村		○
	白糠町		○

都道府県	市区町村名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
青森県	八戸市(※1)		○
	むつ市	○ 平成27年10月	
	おいらせ町(※1)		○
	三戸町(※1)		○
	五戸町(※1)		○
	田子町(※1)		○
	南部町(※1)		○
	階上町(※1)		○
	新郷村(※1)		○
	二戸市	○ 平成30年9月	
岩手県	滝沢市		○
秋田県	大館市		○
	男鹿市	○ 平成29年3月	
福島県	郡山市		○
茨城県	古河市		○
栃木県	宇都宮市	○ 平成29年3月	
	佐野市		○
	日光市	○ 平成30年3月	
	小山市	○ 平成30年3月	
群馬県	館林市		○
埼玉県	春日部市	○ 平成30年3月	
千葉県	旭市	○ 平成27年3月	
東京都	荒川区	○ 平成27年9月	
富山県	富山市	○ 平成29年3月	
石川県	小松市	○ 平成28年7月	
	白山市		○
福井県	福井市		○
山梨県	山梨市	○ 平成28年9月	
	大月市	○ 平成29年11月	
	富士川町	○ 平成29年3月	
	道志村	○ 平成29年3月	
	富士河口湖町	○ 平成30年3月	
長野県	松本市	○ 平成27年5月	
	飯田市		○
	伊那市	○ 平成29年3月	
	駒ヶ根市	○ 平成29年3月	
	千曲市		○
岐阜県	東御市	○ 平成28年3月	
	岐阜市	○ 平成30年2月	
	羽島市	○ 平成30年3月	
	海津市	○ 平成30年1月	
静岡県	島田市	○ 平成30年7月	
	焼津市	○ 平成29年5月	
	掛川市	○ 平成28年2月	
	藤枝市		○
	小山町	○ 平成28年5月	
愛知県	豊橋市	○ 平成29年3月	
	豊川市	○ 平成30年3月	
	田原市	○ 平成28年4月	
	設楽町		○
三重県	南伊勢町	○ 平成27年10月	
滋賀県	東近江市	○ 平成28年3月	
大阪府	泉佐野市	○ 平成30年3月	
兵庫県	芦屋市	○ 平成29年2月	
奈良県	橿原市	○ 平成30年3月	
和歌山県	和歌山市	○ 平成28年2月	
	海南市	○ 平成30年3月	
	御坊市	○ 平成29年2月	
	田辺市	○ 平成29年11月	
	紀美野町	○ 平成29年8月	
	湯浅町		○
	広川町	○ 平成27年7月	
	みなべ町	○ 平成30年3月	
	日高川町	○ 平成30年3月	

都道府県	市区町村名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
	上富田町	○ 平成28年10月	
	那智勝浦町	○ 平成28年3月	
	太地町	○ 平成29年3月	
	古座川町	○ 平成29年3月	
	北山村	○ 平成28年5月	
	串本町	○ 平成30年3月	
鳥取県	鳥取市		○
	米子市		○
	日吉津村(※2)	○ 平成30年3月	
	大山町(※2)	○ 平成30年3月	
	南部町(※2)	○ 平成30年3月	
	伯耆町(※2)	○ 平成30年3月	
	日南町(※2)	○ 平成30年3月	
	日野町(※2)	○ 平成30年3月	
	江府町(※2)	○ 平成30年3月	
	松江市		○
島根県	隠岐の島町		○
岡山県	倉敷市	○ 平成29年9月	
徳島県	牟岐町	○ 平成30年3月	
	美波町	○ 平成28年8月	
	海陽町	○ 平成28年10月	
	板野町	○ 平成29年3月	
愛媛県	大洲市	○ 平成30年3月	
高知県	高知市	○ 平成27年7月	
	佐川町	○ 平成30年3月	
大分県	大分市	○ 平成28年12月	
鹿児島県	鹿児島市		○
	宇検村		○
	瀬戸内町	○ 平成30年3月	

(※1)8市町村が合同で一の地域計画を策定予定

(※2)7町村で「鳥取県西部町村国土強靭化地域計画」を合同策定

## (1) 道路ネットワークの確保

## 〈実施方針〉

- 災害時の救助や物資供給に必要な広域的な道路ネットワークの整備促進を図るとともに、県内各地に迅速かつ確実に物資等を送ることができる県内道路網を構築する。

## 〈具体的な施策〉

## ア. 高速道路ネットワーク等の整備

- 救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2車線区間の4車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する。

指標	現状	目標	実施主体	
高速道路の予定延長に対する (2車線供用区間を含む) 供用率	54% (H26)	89% (H35)	国	
高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線） の4車線での整備率	28% (H26)	66% (H33)	国 NEXCO 西日本	
田辺～すさみ間	工事施工中 (H26)	開通 (H27)	国	
那智勝浦道路	工事施工中 (H26)	開通 (H27)	国	
すさみ串本道路	測量調査中 (H26)	工事推進中 (H31)	国	
紀伊半島一周高速道路	新宮紀宝道路	測量設計中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
	串本～太地間	—	新規事業化	国
	新宮～熊野間（新宮 紀宝道路は除く）	—	新規事業化	国
	有田～南紀田辺 の4車化の整備	用地取得中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
京奈和自動車道	紀北西道路	工事施工中 (H26)	開通 (H28)	国
国道26号	和歌山岬道路	工事施工中 (H26)	開通 (H28)	国
国道42号	有田海南道路	用地取得中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
	冷水払橋	工事施工中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
	田辺西バイパス	部分供用 (H25) 工事施工中 (H26)	工事推進中 (H31)	国

指標	現状	目標	実施主体	
国道169号	奥深道路（Ⅱ期）	工事施工中 (H26)	開通 (H27)	国
国道480号	綾谷峠道路	工事施工中 (H26)	開通 (H28)	国
国道371号	新紀見トンネル	測量設計中 (H26)	完成 (H31)	県 大阪府
京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸	—	—	調査着手	
(仮称) 京奈和間空連絡道路の整備	—	—	調査推進	
国道169号	奥深道路延伸部	—	調査着手	

## イ. 幹線道路ネットワーク等の整備

- 助かる命を救うため、発災後72時間以内に救助・救援活動が展開できる道路ネットワークを整備する。
- 災害に強い道路ネットワークを確保するため、X軸ネットワーク道路や川筋ネットワーク道路などの幹線道路を重点的に整備してきたが、主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を引き続き整備する。
- 集落間や他の道路と連絡する農林道を幹線道路の迂回路として活用できるよう、農林道の保全対策を一層促進する。

指標	現状	目標	実施主体
発災後72時間以内に救助活動等が 展開できる道路ネットワーク整備	—	100% (H39)	国 県
代替性確保のための道路ネットワーク整備	57% (H26)	94% (H39)	国 県
川筋ネットワーク道路の整備	整備中	H29 概成	県
L=15m以上の農道橋の耐震診断実施数	1橋 (H25)	15橋・100% (H31)	市町村
人家や公共施設と連絡する重要な林道における L=15m以上の林道橋の点検診断実施数	9橋 (H25)	35橋・100% (H31)	市町村

# 〈高知市強靭化計画 2015〉

## 第4章 強靭化の推進方針

### 1-6) ゲリラ豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(市街地が広域的に短時間で浸水する)

- 都市化の進展による排水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害などを踏まえ、必要な河川改修事業を計画実施とともに、関係行政機関による河川改修を促進する。
- ポンプ場や雨水貯留管などの排水施設の整備による浸水対策を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。また、洪水時の避難を迅速に行うためのハザードマップ作成や防災情報の収集・伝達体制の強化などのソフト対策を組み合わせて、総合的に浸水対策を推進する。
- 河川や水路の浚渫や下水道施設・ポンプ場などの長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災人材の育成を推進する。

#### [重要業績指標]

- ・下水道による雨水整備率: 77.6% (H25)
- ・洪水ハザードマップの作成・配布: 作成・配布済み (H25)
- ・仁淀川の河川改修: (国)工事施工中 (H26)
- ・物部川の河川改修: (国)工事施工中 (H26)
- ・県管理河川の整備率: (県) 73% (H25)

### 第1節

### プログラムごとの推進方針

### 第1節

### プログラムごとの推進方針

### 目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

#### 5-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞

- 事業者によるBCP策定や耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を維持するための取組を促進する。
- 高台地への産業団地の整備により、浸水区域外への事業所移転を促進し、災害に強い産業基盤づくりを推進する。
- 事業活動の再開には交通、物流、ライフラインの早期復旧が重要であり、道路やライフラインの防災対策や事業停滯の大きな要因となる長期浸水への対策を推進する。

#### [重要業績指標]

- ・事業者BCPの策定期率: (県) 22% (H25)
- ・高台地への産業団地整備: 2箇所整備中 (H26)

#### 5-2) タナスカ石油基地の損壊、火災、爆発等

- タナスカ石油基地は県内の石油系燃料の約90%のシェアを占める重要な施設であり、地震津波対策が検討されている。関係行政機関や民間事業者と連携して、検討結果に基づいた地震・津波対策を推進する。
- 石油基地の被災による燃料不足に備え、応急活動用燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備を推進する。
- 石油基地の被災による火災、煙、有害物質の流出などに備え、必要な対策を推進する。

#### [重要業績指標]

- ・応急活動に必要な燃料の確保: 検討中 (H26)
- ・災害対応型給油所数: 7箇所 (H25)
- ・石油等の流出による火災に対する消防対策の検討: (県) 検討会設置 (H25)
- ・浦戸湾外縁部・河口部の地震・津波対策: (国) 整備計画案を検討中 (H26)
- ・河川堤防の耐震化: (県) 8.6km/44.8km (浦戸河内、H25)

#### 5-3) 基幹的交通ネットワーク(高速道路、空港、港湾等)の機能停止

- 関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策や四国8のネットワークなどの道路整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化を推進する。
- 高速道路の被災による機能停止に備え、関係行政機関と連携して代替ルートとなる緊急輸送道路の災害対応力強化を促進する。
- 基幹的交通ネットワークの啓用計画やBCPを踏まえ、関係機関が連携した応急活動体制の構築を推進する。

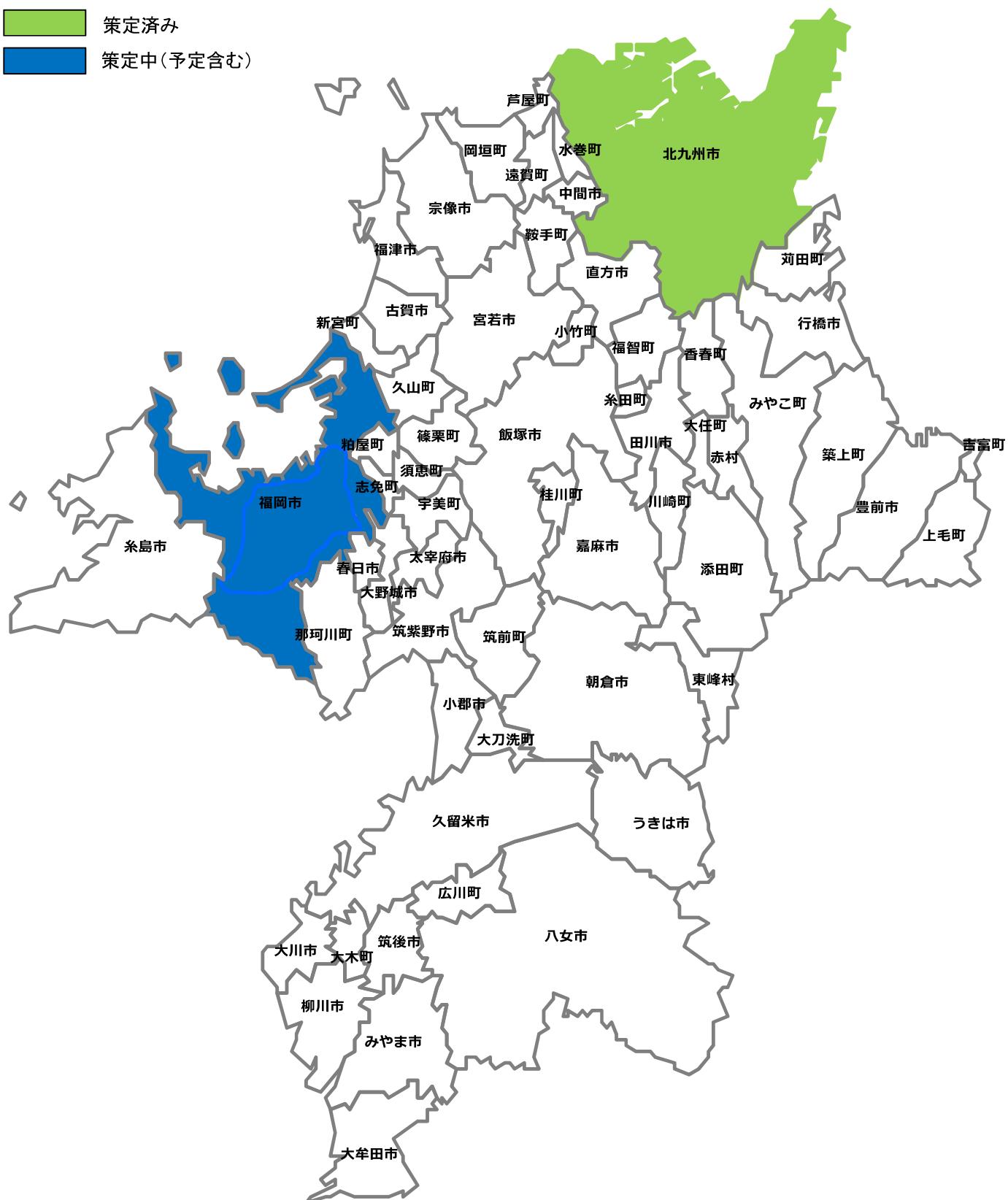
#### [重要業績指標]

- ・高知南国道路の整備(高知JCT~高知南IC間): (国) 工事施工中 (H26)
- ・国道33号の拡幅(旭町1丁目~鏡川橋約1.5km): 事業実施に向けて協議中 (H26)
- ・高知港の地震・津波対策: (国) 整備計画案を検討中 (H26)

# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

## 福岡県

- 策定済み
- 策定中(予定含む)



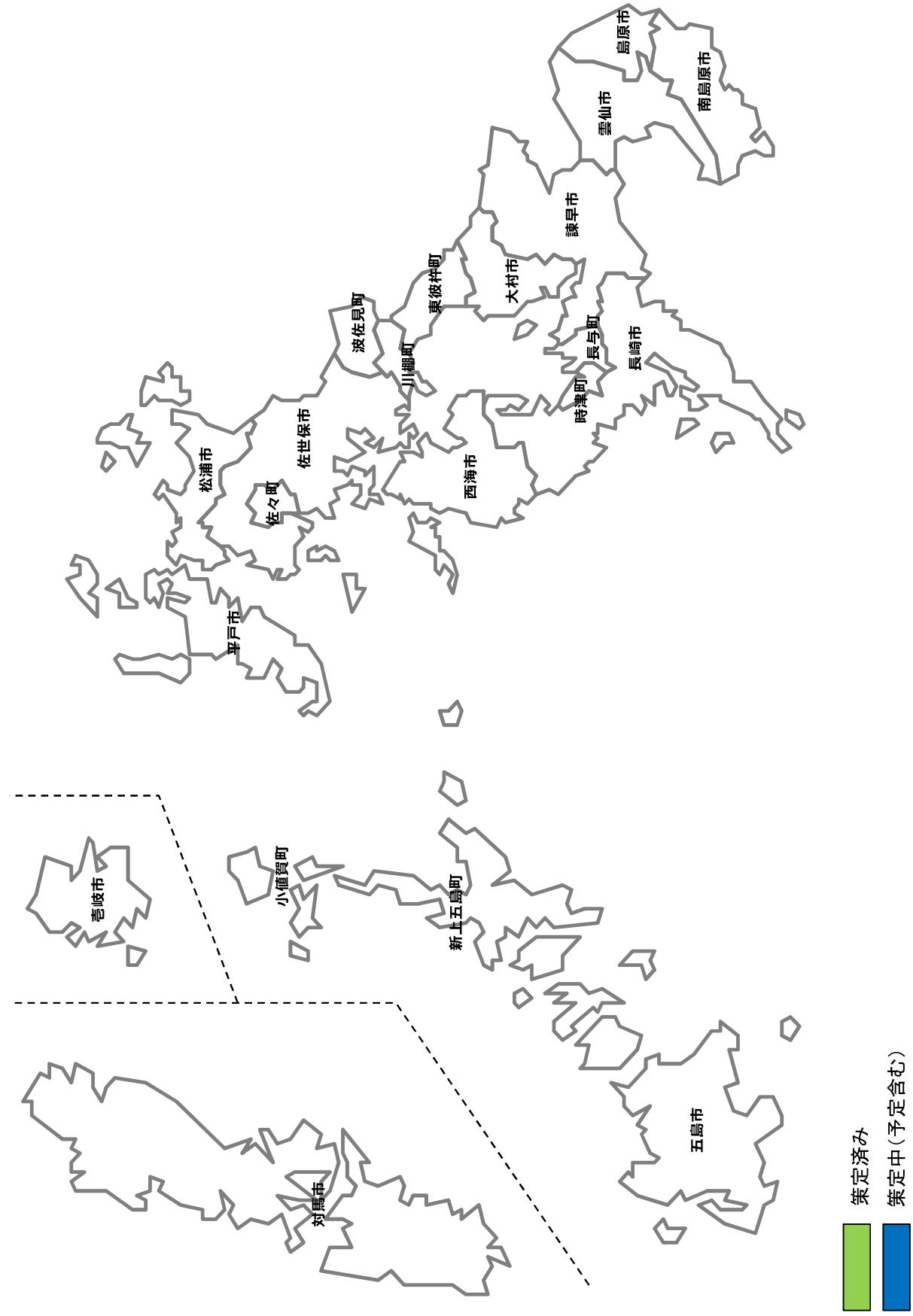
# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

## 佐賀県



# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

## 長崎県



# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

## 熊本県

- 策定済み
- 策定中(予定含む)



# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

## 大分県



# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

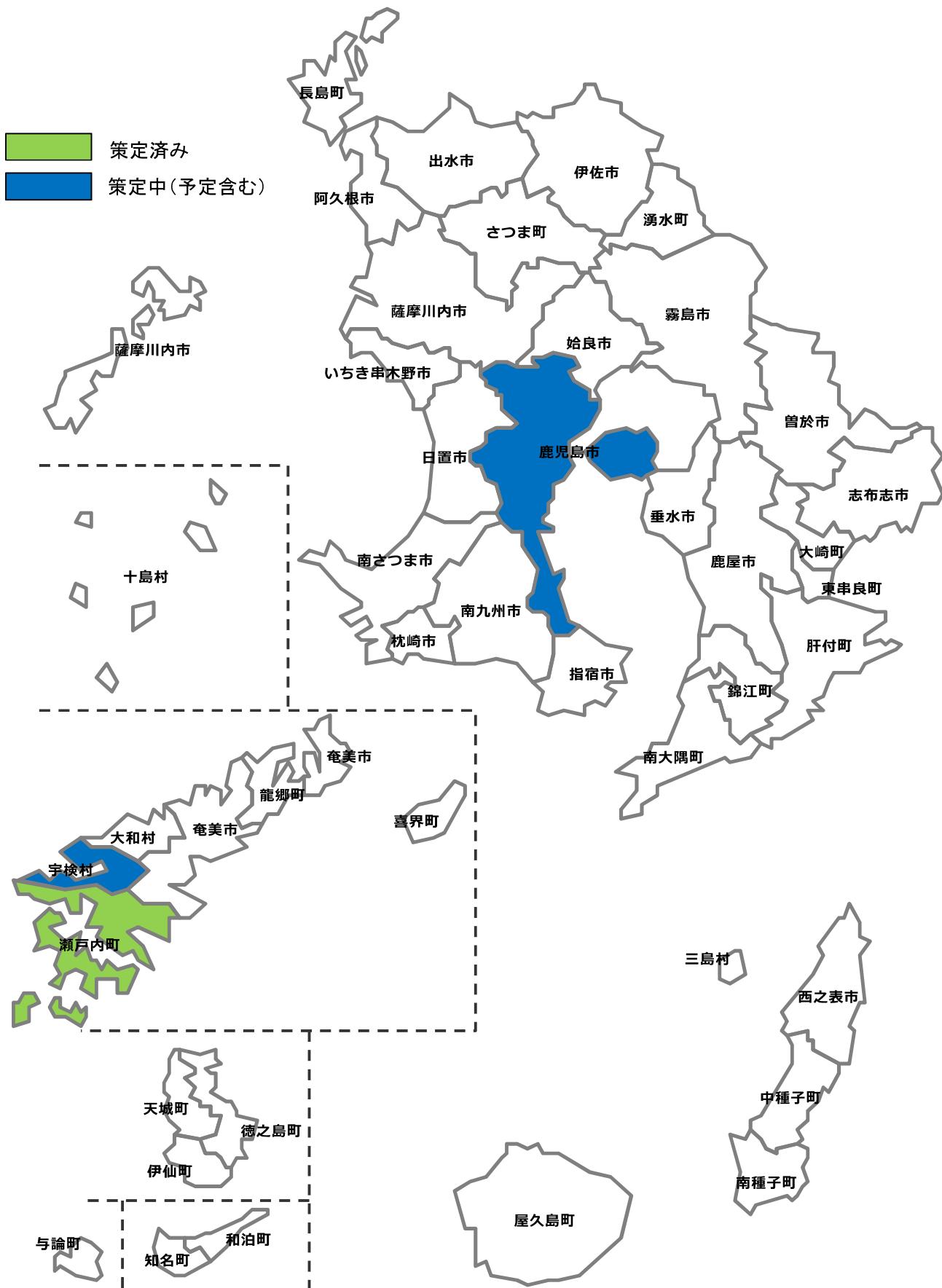
## 宮崎県

- 策定済み
- 策定中(予定含む)



# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

## 鹿児島県



# 国土強靭化地域計画策定状況（平成30年10月1日現在）

## 沖縄県

